

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 船舶ノ施設（第一条 第二十五条）</p> <p>第二章 小型船舶検査機構</p> <p>第一節 総則（第二十五条の二 第二十五条の八）</p> <p>第二節 設立（第二十五条の九 第二十五条の十四）</p> <p>第三節 管理（第二十五条の十五 第二十五条の二十六）</p> <p>第四節 業務（第二十五条の二十七 第二十五条の三十二）</p> <p>第五節 財務及び会計（第二十五条の三十三 第二十五条の三十八）</p> <p>第六節 監督（第二十五条の三十九・第二十五条の四十）</p> <p>第七節 解散（第二十五条の四十一・第二十五条の四十二）</p> <p>第八節 罰則（第二十五条の四十三 第二十五条の四十五）</p> <p>第三章 登録検定機関等</p> <p>第一節 登録検定機関（第二十五条の四十六 第二十五条の六十六）</p> <p>第二節 登録検査確認機関（第二十五条の六十七・第二十五条の六十八）</p> <p>第三節 船級協会（第二十五条の六十九 第二十五条の七十二）</p> <p>第四章 雑則（第二十六条 第二十九条ノ八）</p> <p>附則</p> <p>第六条ノ四 船舶又ハ八第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付国土交通大臣ノ型式承認ヲ受ケタル製</p>	<p>目次</p> <p>第一章 船舶ノ施設（第一条 第二十五条）</p> <p>第二章 小型船舶検査機構</p> <p>第一節 総則（第二十五条の二 第二十五条の八）</p> <p>第二節 設立（第二十五条の九 第二十五条の十四）</p> <p>第三節 管理（第二十五条の十五 第二十五条の二十六）</p> <p>第四節 業務（第二十五条の二十七 第二十五条の三十二）</p> <p>第五節 財務及び会計（第二十五条の三十三 第二十五条の三十八）</p> <p>第六節 監督（第二十五条の三十九・第二十五条の四十）</p> <p>第七節 解散（第二十五条の四十一・第二十五条の四十二）</p> <p>第八節 罰則（第二十五条の四十三 第二十五条の四十五）</p> <p>第三章 指定検定機関（第二十五条の四十六 第二十五条の五十五）</p> <p>第四章 雑則（第二十六条 第二十九条ノ八）</p> <p>附則</p> <p>第六条ノ四 船舶又ハ八第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付国土交通大臣ノ型式承認ヲ受ケタル製</p>

造者力当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ヲ製造シ且管海官庁、第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検定機関ト称ス）又ハ次章ノ規定ニ依ル小型船舶検査機構ノ検定ヲ受ケ之ニ合格シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査ヲ省略ス

（略）

第六条ノ五 第二十五条の六十七及第二十五条の六十八ニ於テ準用スル第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検査確認機関ト称ス）ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ総噸数二十噸未満ノ船舶（以下小型船舶ト称ス）ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ検査ヲ行ヒ且当該小型船舶ガ第二条第一項ニ規定スル国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ノ規定ニ適合スルコトヲ確認シタルトキハ当該小型船舶ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日以内行フ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル小型船舶ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 第二十五条の六十九及第二十五条の七十二於テ準用スル第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協会（以下単二船級協会ト称ス）ノ検査ヲ受ケ船級ノ登録ヲ為シタル船舶ニシテ旅客船（十二人ヲ超ユル旅客定員ヲ有スル船舶ヲ謂フ以下同ジ）ニ非ザルモノハ其ノ船級ヲ有スル間第二条第一項各号ニ掲グル事項及満載喫水線ニ関シ特別検査以外ノ管海官庁ノ検査（国土交通省令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ヲ受ケ之ニ合格シタルモノト看做ス

造者力当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ヲ製造シ且管海官庁、国土交通大臣ノ指定シタル者（以下指定検定機関ト称ス）又ハ次章ノ規定ニ依ル小型船舶検査機構ノ検定ヲ受ケ之ニ合格シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査ヲ省略ス

（略）

第六条ノ五 国土交通大臣ノ認定シタル者ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ総噸数二十噸未満ノ船舶（以下小型船舶ト称ス）ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ検査ヲ行ヒ且当該小型船舶ガ第二条第一項ニ規定スル国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ノ規定ニ適合スルコトヲ確認シタルトキハ当該小型船舶ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日以内行フ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル小型船舶ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ認定ニ関シ必要ナル事項ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 国土交通大臣ノ認定シタル日本ノ船級協会（以下単二船級協会ト称ス）ノ検査ヲ受ケ船級ノ登録ヲ為シタル船舶ニシテ旅客船（十二人ヲ超ユル旅客定員ヲ有スル船舶ヲ謂フ以下同ジ）ニ非ザルモノハ其ノ船級ヲ有スル間第二条第一項各号ニ掲グル事項及満載喫水線ニ関シ特別検査以外ノ管海官庁ノ検査（国土交通省令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ヲ受ケ之ニ合格シタルモノト看做ス

第九条 (略)

・ (略)

管海官庁、登録検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第六条ノ四第一項ノ規定ニ依ル検定ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ交付シ又ハ証印ヲ附スベシ

・ (略)

第十一条 (略)

・ (略)

登録検定機関若ハ小型船舶検査機構又ハ登録検査確認機関ノ行フ検定又ハ検査及確認ニ付テハ第一項中管海官庁トアルハ登録検定機関若ハ小型船舶検査機構又ハ登録検査確認機関ト読替ヘテ同項ノ規定ヲ適用ス

第十二条 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシテ船舶又ハ第六条ノ二若ハ第六条ノ三ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ノ事業場ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身分ヲ証明スベキ証票ヲ携帯スベシ

管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者、船長又ハ第六条ノ二若ハ第六条ノ三ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ヲシテ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ為サシムルコトヲ得

(略)

第二十一条 第十二条第一項ノ規定ニ依ル当該官吏ノ臨検ヲ拒ミ、妨ゲ若

第九条 (略)

・ (略)

管海官庁、指定検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第六条ノ四第一項ノ規定ニ依ル検定ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ交付シ又ハ証印ヲ附スベシ

・ (略)

第十一条 (略)

・ (略)

指定検定機関又ハ小型船舶検査機構ノ行フ検定ニ付テハ第一項中管海官庁トアルハ指定検定機関又ハ小型船舶検査機構ト読替ヘテ同項ノ規定ヲ適用ス

第十二条 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシテ船舶又ハ第六条ノ二、第六条ノ三若ハ第六条ノ五第一項ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ノ事業場ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身分ヲ証明スベキ証票ヲ携帯スベシ

管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者、船長又ハ第六条ノ二、第六条ノ三若ハ第六条ノ五第一項ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ヲシテ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ為サシムルコトヲ得

(略)

第二十一条 第十二条第一項ノ規定ニ依ル当該官吏ノ臨検ヲ拒ミ、妨ゲ若

八忌避シ又ハ其ノ尋問ニ対シテ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者八三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十二條 船舶所有者、船長又ハ第六條ノ二若ハ第六條ノ三ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者第十二條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ八三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十三條 船舶乗組員虚偽ノ申立ヲ為シ管海官庁ヲシテ第十三條ノ規定ニ依ル調査ヲ為サシメタルトキ八三十万円以下ノ罰金ニ処ス

八忌避シ又ハ其ノ尋問ニ対シテ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者八二十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十一條ノ二 船舶所有者、船長又ハ第六條ノ二、第六條ノ三若ハ第六條ノ五第一項ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者第十二條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ八二十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十二條 船舶乗組員虚偽ノ申立ヲ為シ管海官庁ヲシテ第十三條ノ規定ニ依ル調査ヲ為サシメタルトキ八二十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十三條 船級協会ノ役員又ハ職員第八條第一項二掲グル船舶ニ付第二條第一項各号二掲グル事項又ハ満載喫水線ニ関スル検査(第八條第一項ノ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)ニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキ八三年以上ノ懲役ニ処ス因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相当ノ行為ヲ為サザルトキ八一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス
前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ没収ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキ八其ノ価額ヲ追徴ス

第二十四條 船級協会ノ役員又ハ職員二前條二掲グル検査ニ関シ賄賂ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者八三年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキ八其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第二十四條 第十條ノ三ニ規定スル国土交通省令ニハ必要ナル罰則ヲ設ク

第二十四條ノ二 第八條第二項及第十條ノ三ニ規定スル国土交通省令ニハ

ルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰八三十万円以下ノ罰金トス

第二十五条 法人ノ代表者又ハ法人若八人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又八人ノ業務ニ関シ第十九条乃至第二十二條ノ違反行為ヲ為シタルトキ八行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又八人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

(小型船舶検査員)

第二十五条の三十 (略)

2~4 (略)

5 前項(第二十五条の四十九第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令により小型船舶検査員又は検定員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶検査員となることができない。

(財務諸表)

第二十五条の三十五 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第二十五条の四十三 第二十五条の四十第一項の規定による報告をせず、

必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰八二十万円以下ノ罰金トス

第二十五条 法人ノ代表者又ハ法人若八人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又八人ノ業務ニ関シ第十九条乃至第二十一條ノ違反行為ヲ為シタルトキ八行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又八人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

(小型船舶検査員)

第二十五条の三十 (略)

2~4 (略)

5 前項(第二十五条の五十三において準用する場合を含む。)の規定による命令により小型船舶検査員又は検定員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶検査員となることができない。

(財務諸表)

第二十五条の三十五 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第二十五条の四十三 第二十五条の四十第一項の規定による報告をせず、

又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十五条の四十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十五条の四十四 第二十五条の六第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第三章 登録検定機関等

第一節 登録検定機関

(登録)

第二十五条の四十六 第六条ノ四第一項の規定による登録(以下この節において単に「登録」という。)は、同項の規定による検定を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第二十五条の四十七 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(以下この項及び次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に必要な手続は、国土交通省令で定

又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

2 第二十五条の四十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条の四十四 第二十五条の六第二項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第三章 指定検定機関

(指定)

第二十五条の四十六 第六条ノ四第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)は、検定を行なおうとする者の申請により行なう。

2 国土交通大臣は、指定を行なう場合において、検定を行なうことができる船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の範囲を限定することができる。

(指定の基準)

第二十五条の四十七 国土交通大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が第二十五条の十一第三号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

める。

一 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定を行うものであること。

イ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について、別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。

ロ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について六年以上の実務の経験を有すること。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。

三 登録申請者が、船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする者（以下この号及び第二十五条の五十三第二項において「船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、船舶関連事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検定に係る業務（以下「検定業務」という。）を行おうとする者である場合にあつては、外国における商法の親会社に相当するものを含む。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去二

年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2| 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するとき、登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十五条の五十八第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3| 登録は、登録検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が検定を行う事業所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2| 国土交通大臣は、指定の申請者が、次の各号の一に該当するとき、指定をしてはならない。

一 民法第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。

二 検定に関する業務以外の申請者の行なう業務により検定を公正に実施することができないおそれがある者であること。

三 第二十五条の五十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者であること。

イ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

（役員を選任及び解任）

第二十五条の四十八 指定検定機関の役員を選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2| 国土交通大臣は、指定検定機関の役員が、この法律、この法律に基づ

く命令若しくは処分若しくは検定事務規程に違反する行為をしたとき、又は検定の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定検定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(検定員)

第二十五条の四十九 指定検定機関は、検定を行なう場合において、当該船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定に関する事務については、検定員に行なわせなければならぬ。

(予算等の認可等)

第二十五条の五十 指定検定機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度、決算報告書及び事業報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならぬ。

(登録の更新)

第二十五条の四十八 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前一条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(検定の義務)

第二十五条の四十九 登録検定機関は、検定を行うことを求められたとき

は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定を行わなければならない。

2| 登録検定機関は、公正に、かつ、第二十五条の四十七第一項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により検定を行わなければならない。

3| 登録検定機関は、検定を行う場合において、船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定をするときは、当該事務を検定員に行わせなければならない。

4| 第二十五条の三十第三項から第五項までの規定（外国にある事務所において検定業務を行う登録検定機関（以下、「外国登録検定機関」という。）にあつては、同条第四項を除く。）は、前項の検定員について準用する。

（登録事項の変更の届出）

第二十五条の五十 登録検定機関は、第二十五条の四十七第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

（検定業務規程）

第二十五条の五十一 登録検定機関は、検定業務の開始前に、検定業務の実施に関する規程（以下、「検定業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 検定業務規程には、検定業務の実施方法、専任の管理責任者の選任その他の検定業務の信頼性を確保するための措置、検定に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めおかななければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした検定業務規程が検定業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）に対し、その検定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第二十五条の五十二 登録検定機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、検定業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十五条の五十三 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第二十五条の五十八第二項第四号及び第二十五条の六十六において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 船舶関連事業者その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

（業務の休廃止）

第二十五条の五十一 指定検定機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十五条の五十四 第二十五条の二十六の規定は、検定業務に従事する登録検定機関の役員及び職員について準用する。

(適合命令)

第二十五条の五十五 国土交通大臣は、登録検定機関(外国登録検定機関を除く。)(が第二十五条の四十七第一項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、その登録検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十五条の五十六 国土交通大臣は、登録検定機関(外国登録検定機関を除く。)(が第二十五条の四十九の規定に違反していると認めるときは、その登録検定機関に対し、同条の規定による検定業務を行うべきこと又は検定の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(準用)

第二十五条の五十七 第二十五条の第三十四項、第二十五条の五十一第二項、第二十五条の五十五及び前条の規定は、外国登録検定機関について準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第二十五条の五十八 国土交通大臣は、登録検定機関(外国登録検定機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十五条の四十七第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十五条の四十九第四項において準用する第二十五条の第三十四項の規定による命令に違反したとき。

三 第二十五条の五十、第二十五条の五十二、第二十五条の五十三第一項又は次条の規定に違反したとき。

四 第二十五条の五十一第一項の規定により認可を受けた検定業務規程によらないで検定を行ったとき。

五 第二十五条の五十一第三項の規定による命令に違反したとき。

六 正当な理由がないのに第二十五条の五十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

七 第二十五条の五十五又は第二十五条の五十六の規定による命令に違反したとき。

八 不正の手段により登録を受けたとき。

2| 国土交通大臣は、外国登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(指定の取消し)

第二十五条の五十二 国土交通大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第二十五条の四十七第二項第四号に該当するに至つたとき。

三 第二十五条の四十八第二項の規定又は次条において準用する第二十五条の二十九第二項、第二十五条の第三十四項若しくは第二十五条の三十九の規定による命令に違反したとき。

四 次条において準用する第二十五条の二十九第一項の規定により認可を受けた検定事務規程によらないで検定を行つたとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

一 前項第一号、第三号（第二十五条の五十三第一項に係る部分を除く。）、第四号又は第八号のいずれかに該当するとき。

二 前条の規定により読み替えて準用する第二十五条の三十四項、第二十五条の五十一第三項、第二十五条の五十五又は第二十五条の五十六の規定による請求に応じなかつたとき。

三 国土交通大臣が、外国登録検定機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて検定業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

四 第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

五 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録検定機関に対しその業務又は経理の状況に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、その職員に外国登録検定機関の事務所又は事業所に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 | 前項第六号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録検定機関の負担とする。

（帳簿の記載）

第二十五条の五十九 登録検定機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、

これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第二十五条の六十 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十五条の六十一 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第二十五条の六十二 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第二十五条の五十の規定による届出があつたとき。

三 第二十五条の五十二の規定による許可をしたとき。

四 第二十五条の五十八第一項の規定により登録を取り消し、又は検定業務の停止を命じたとき。

五 第二十五条の五十八第二項の規定により登録を取り消したとき。

(罰則)

第二十五条の六十三 第二十五条の五十八第一項(第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。)の規定による検定業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十五条の六十四 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録検定機関(外国登録検定機関を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の五十二(第二十五条の六十八、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。)の許可を受けないで検定業務の全部を廃止したとき。

二 第二十五条の六十(第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十五条の六十五 第二十五条の六十一第一項(第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十五条の六十六 第二十五条の五十三第一項(第二十五条の六十八、

(罰則)

第二十五条の五十四 第二十五条の五十二の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 | 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の五十一の許可を受けないで検定の業務の全部を廃止したとき。

二 前条において準用する第二十五条の四十第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十五条の五十五 第二十五条の五十三において準用する第二十五条の四十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十五条の五十三第二項各号（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者（外国登録検定機関を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

第二節 登録検査確認機関

（登録）

第二十五条の六十七 第六条ノ五の規定による登録は、同条の規定による検査及び確認を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第二十五条の六十八 前節（第二十五条の四十六を除く。）の規定は、第六条ノ五の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、同項第三号中「船舶又は」とあるのは「小型船舶又は」と、第二十五条の四十九第三項中「船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式」とあるのは「小型船舶が第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」と、同項及び同条第四項中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。

第三節 船級協会

(登録)

第二十五条の六十九 第八条の規定による登録は、同条の規定による検査を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第二十五条の七十 第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三十四第四項の規定の準用に係る部分に限る。))を除く。)(の規定は、第八条の規定による登録、船級協会及び船級協会が行う検査について準用する。この場合において、第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは、「別表第四」と読み替えるものとする。

(罰則)

第二十五条の七十一 日本の船級協会の役員又は職員が、第八条の船舶に於ける第二十一条第一項各号に掲げる事項又は満載喫水線に関する検査(第八条の国土交通省令で定めるものを除く。))に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十五条の七十二 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(準用)

第二十五条の五十三 第二十五条の二十九、第二十五条の三十九及び第二十五条の四十の規定は指定検定機関について、第二十五条の二十六の規定は検定の業務に従事する指定検定機関の役員及び職員について、第二十五条の三十二第二項から第五項までの規定は検定員について、それぞれ準用する。この場合において、第二十五条の二十九中「検査事務規程」とあるのは、「検定事務規程」と読み替えるものとする。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十八条 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵ニ関スル事項並ニ危険及氣象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関スル事項ニシテ左ニ掲グルモノ八国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

一 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ収納、積附其ノ他ノ運送及貯蔵ニ関スル技術的基準

二 前号ノ技術的基準ニ適合シタルコトノ検査

三 救命信号ノ使用方法其ノ他ノ危険及氣象ノ通報ニ関スル事項

四 前三号ノ外特殊貨物ノ運送及貯蔵並ニ船舶航行上ノ危険防止ニ関シ必要ナル事項

（略）

第一項第二号ノ検査ハ管海官庁又ハ第七項ニ於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検査機関ト称ス）ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

登録検査機関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ第十一条第一項中管海官庁トアルハ登録検査機関ト読替ヘテ同項ノ規定ヲ適用ス

第五項ノ登録、登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第五の上欄に掲げる検査の区分に依り、それぞれ同表の下欄ト同項第二号イ及口中船舶又は第二條第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第二條第一項各号

第二十八条 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵ニ関スル事項並ニ危険及氣象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関シ必要ナル事項八国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

（略）

に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵ト第二十五条の四十九第三項中船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

第二十九条ノ三 前各条ニ規定スルモノノ外本法並ニ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関スル条約ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ国土交通省令（漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令）ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令ニ依ル事務ニシテ證書ノ発給ニ関スルモノハ管海官庁又ハ次項ニ於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協会ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

前項ノ證書ノ発給、登録及当該登録ヲ受ケタル船級協会ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第六ト第二十五条の四十九第三項中検定を行フ場合において、船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定トアルハ船舶の堪航性及び人命の安全に関する条約に関する證書の発給ト同項及同条第四項中検定員トアルハ證書発給員トス

第二十九条ノ四 第一章ノ規定ニ依ル検査（登録検査確認機関又ハ船級協会ノ検査ヲ除ク以下同ジ）、認定、認可、型式承認若ハ検定（機構又ハ登録検定機関ノ検定ヲ除ク以下同ジ）又ハ検査若ハ検定ニ関スル書類ノ

第二十九条ノ三 前各条ニ規定スルモノノ外本法並ニ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関スル条約ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ国土交通省令（漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令）ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九条ノ四 第一章ノ規定ニ依ル検査、認定、認可、型式承認若ハ検定（機構又ハ指定検定機関ノ検定ヲ除ク以下同ジ）又ハ検査若ハ検定ニ関スル書類ノ再交付若ハ書換（以下検査等ト称ス）ヲ受ケントスル者ハ

再交付若八書換（以下検査等ト称ス）ヲ受ケントスル者八国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ国（機構ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ機構）ニ納付スベシ但シ国及独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三號）第二条第一項ニ規定スル独立行政法人ニシテ当該独立行政法人ノ業務ノ内容其ノ他ノ事情ヲ勘案シテ政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ニ於テ国土交通大臣又ハ管海官庁ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（略）

前条ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令又ハ第二十八条第一項ノ規定ニ基ク国土交通省令ニ依ル事務ニシテ検査、証書ノ発給及貨物ノ運送方法ニ関スル承認ニ関スルモノ（登録検査機関又ハ前条第二項ノ登録ヲ受ケタル船級協会ノ事務ヲ除ク）ニ付テ八国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

（略）

第二十九条ノ五 登録検査機関若ハ登録検査確認機関又ハ機構ノ為シタル検査業務若ハ検査及確認ニ係ル業務又ハ小型船舶検査事務ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者八第十一条第一項又ハ第四項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外国土交通大臣ニ対シ行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）ニ依ル審査請求ヲ為スコトヲ得

登録検査機関ノ為シタル第二十八条第一項第二号ノ検査ニ係ル業務ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者八第十一条第一項又ハ第二十八条第六項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外国土交通大臣ニ対シ行政不服審査法ニ依ル審査請求ヲ為スコトヲ得

第二十九条ノ三第二項ノ登録ヲ受ケタル船級協会ノ為シタル証書ノ発給ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者八国土交通大臣ニ対シ行

国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ国（機構ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ機構）ニ納付スベシ但シ国及独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三號）第二条第一項ニ規定スル独立行政法人ニシテ当該独立行政法人ノ業務ノ内容其ノ他ノ事情ヲ勘案シテ政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ニ於テ国土交通大臣又ハ管海官庁ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（略）

前条ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令又ハ第二十八条第一項ノ規定ニ基ク国土交通省令ニ依ル事務ニシテ検査、証書ノ発給及貨物ノ運送方法ニ関スル承認ニ関スルモノニ付テ八国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

（略）

第二十九条ノ五 機構ノ為シタル小型船舶検査事務ニ係ル処分ニ対シ不服アル者八第十一条第一項又ハ第四項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外国土交通大臣ニ対シ行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）ニ依ル審査請求ヲ為スコトヲ得

政不服審査法ニ依ル審査請求ヲ為スコトヲ得

別表第一（第二十五条の四十七関係）

- 一 寸法計測器具
- 二 ストップウォッチ
- 三 質量計
- 四 温度計
- 五 湿度計
- 六 気圧計
- 七 圧力計
- 八 マノメータ
- 九 流量計
- 十 比重計
- 十一 引張強度試験機
- 十二 曲げ破壊試験機
- 十三 硬度測定機
- 十四 分光分析器
- 十五 クロマトグラフ分析器
- 十六 照度計
- 十七 測距計
- 十八 回転計
- 十九 濃度計
- 二十 電圧計
- 二十一 電流計
- 二十二 周波数計
- 二十三 高周波電力計

- 二十四 | マイクロ波尖頭電力計
- 二十五 | シンクロスコープ
- 二十六 | スペクトル分析器
- 二十七 | 絶縁抵抗計
- 二十八 | 音圧計
- 二十九 | 動力計

別表第二（第二十五条の四十七関係）

学 歴	年数
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院若しくは大学(短期大学を除く。)(又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学)以下「大学等」という。(において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者)	一年
大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校(以下「短期大学等」という。)(において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者)	二年
短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令)	四年

昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者

別表第三(第二十五条の六十八関係)

- 一 ストップウォッチ
- 二 板厚計測装置
- 三 温度計
- 四 圧力計
- 五 回転計
- 六 ファイバースコープ
- 七 絶縁抵抗計

別表第四(第二十五条の七十関係)

- 一 別表第一に掲げるもの
- 二 船速計
- 三 板厚計測装置
- 四 衝撃試験装置
- 五 探傷装置
- 六 傾斜測定装置
- 七 動的釣合試験装置
- 八 ファイバースコープ

別表第五(第二十八条関係)

検査

機械器具その他の設備

<p>一 危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査</p>	<p>一 寸法計測器具 質量計 圧力計 放射線測定器</p>
<p>二 危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査</p>	<p>一 フローテーブル法運送許容水分値測定器 二 貫入法運送許容水分値測定器 三 質量計</p>

別表第六（第二十九条ノ三関係）

- 一 タイプライター又はワードプロセッサ及びプリンター

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 建設業の許可	第二章 建設業の許可
第一節 通則（第三条 第四条）	第一節 通則（第三条 第四条）
第二節 一般建設業の許可（第五条 第十四条）	第二節 一般建設業の許可（第五条 第十四条）
第三節 特定建設業の許可（第十五条 第十七条）	第三節 特定建設業の許可（第十五条 第十七条）
第三章 建設工事の請負契約	第三章 建設工事の請負契約
第一節 通則（第十八条 第二十四条）	第一節 通則（第十八条 第二十四条）
第二節 元請負人の義務（第二十四条の二 第二十四条の七）	第二節 元請負人の義務（第二十四条の二 第二十四条の七）
第三節の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理（第二十五条 第二十五条の二十四）	第三節の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理（第二十五条 第二十五条の二十四）
第四章 施工技術の確保（第二十五条の二五 第二十七条の二二）	第四章 施工技術の確保（第二十五条の二五 第二十七条の二二）
第四節の二 建設業者の経営に関する事項の審査等（第二十七条の二三 第二十七条の三六）	第四節の二 建設業者の経営に関する事項の審査等（第二十七条の二三 第二十七条の三六）
三 第二十七条の三六	三 第二十七条の三六
第四章の三 建設業者団体（第二十七条の三七・第二十七条の三八）	第四章の三 建設業者団体（第二十七条の三三・第二十七条の三四）
一	一
第五章 監督（第二十八条 第三十二条）	第五章 監督（第二十八条 第三十二条）
第六章 中央建設業審議会等（第三十三条 第三十九条の三）	第六章 中央建設業審議会等（第三十三条 第三十九条の三）
第七章 雑則（第三十九条の四 第四十四条の五）	第七章 雑則（第三十九条の四 第四十四条の五）
第八章 罰則（第四十五条 第五十五条）	第八章 罰則（第四十五条 第四十九条）
附則	附則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 建設業の許可	第二章 建設業の許可
第一節 通則（第三条 第四条）	第一節 通則（第三条 第四条）
第二節 一般建設業の許可（第五条 第十四条）	第二節 一般建設業の許可（第五条 第十四条）
第三節 特定建設業の許可（第十五条 第十七条）	第三節 特定建設業の許可（第十五条 第十七条）
第三章 建設工事の請負契約	第三章 建設工事の請負契約
第一節 通則（第十八条 第二十四条）	第一節 通則（第十八条 第二十四条）
第二節 元請負人の義務（第二十四条の二 第二十四条の七）	第二節 元請負人の義務（第二十四条の二 第二十四条の七）
第三節の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理（第二十五条 第二十五条の二十四）	第三節の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理（第二十五条 第二十五条の二十四）
第四章 施工技術の確保（第二十五条の二五 第二十七条の二二）	第四章 施工技術の確保（第二十五条の二五 第二十七条の二二）
第四節の二 建設業者の経営に関する事項の審査（第二十七条の二三 第二十七条の三二）	第四節の二 建設業者の経営に関する事項の審査（第二十七条の二三 第二十七条の三二）
三 第二十七条の三二	三 第二十七条の三二
第四章の三 建設業者団体（第二十七条の三三・第二十七条の三四）	第四章の三 建設業者団体（第二十七条の三三・第二十七条の三四）
一	一
第五章 監督（第二十八条 第三十二条）	第五章 監督（第二十八条 第三十二条）
第六章 中央建設業審議会等（第三十三条 第三十九条の三）	第六章 中央建設業審議会等（第三十三条 第三十九条の三）
第七章 雑則（第三十九条の四 第四十四条の五）	第七章 雑則（第三十九条の四 第四十四条の五）
第八章 罰則（第四十五条 第五十五条）	第八章 罰則（第四十五条 第四十九条）
附則	附則

(定義)

第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

2～5 (略)

(建設業の許可)

第三条 (略)

2 前項の許可は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。

3～6 (略)

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 (略)

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法(

昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。以下同じ。)

若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)

若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)

を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を

(定義)

第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表の上欄に掲げるものをいう。

2～5 (略)

(建設業の許可)

第三条 (略)

2 前項の許可は、別表の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。

3～6 (略)

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 (略)

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法(

昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。)

若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)

若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)

を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

修めたもの

口・八（略）

三・四（略）

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条（略）

2・3（略）

4 国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設工事については、前項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

5（略）

（登録）

第二十六条の四 第二十六条第四項の登録は、同項の講習を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第二十六条の五 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第二十六条第四項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十六条の十五の規定により第二十六条第四項の講習の登録を取

口・八（略）

三・四（略）

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条（略）

2・3（略）

4 国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設工事については、前項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、これを選任しなければならない。

5（略）

り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、第二十六条第四項の講習を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第二十六条の六 国土交通大臣は、第二十六条の四の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる科目について行われるものであること。

イ 建設工事に関する法律制度

ロ 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理

ハ 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

二 前号ロ及びハに掲げる科目にあつては、次のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

イ 監理技術者となつた経験を有する者

ロ 学校教育法による高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校又は専修学校における別表第二に掲げる学科の教員となつた経験を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

三 建設業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第二十六条の四の規定により登録を申請した者(以下この号において「登録申請者」といふ。)が株式会社又は有限会社である場合にあつては、建設業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四

十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。第二十七条の三十一第二項第一号において同じ。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が建設業者の役員又は職員(過去一年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2| 登録は、講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第二十六条第四項の登録を受けた講習(以下単に「講習」という。

(を行う者(以下「登録講習実施機関」という。)(の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習実施機関が講習を行う事務所の所在地

(登録の更新)

第二十六条の七 第二十六条第四項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2| 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習の実施に係る義務)

第二十六条の八 登録講習実施機関は、公正に、かつ、第二十六条の六第

一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十六条の九 登録講習実施機関は、第二十六条の六第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習規程)

第二十六条の十 登録講習実施機関は、講習に関する規程(以下「講習規程」という。)を定め、講習の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 講習規程には、講習の実施方法、講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第二十六条の十一 登録講習実施機関は、講習の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十六条の十二 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十四条において「財務諸表

等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2| 建設業者その他の利害関係人は、登録講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十六条の十三 国土交通大臣は、講習が第二十六条の六第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十六条の十四 国土交通大臣は、登録講習実施機関が第二十六条の八の規定に違反していると認めるときは、その登録講習実施機関に対し、同条の規定による講習を行うべきこと又は講習の方法その他の業務の方

法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十六条の十五 国土交通大臣は、登録講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録講習実施機関の行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて講習の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十六条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十六条の九から第二十六条の十一まで、第二十六条の十二第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十六条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第二十六条第四項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十六条の十六 登録講習実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(国土交通大臣による講習の実施)

第二十六条の十七 国土交通大臣は、講習を行う者がいないとき、第二十六条の十一の規定による講習の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十六条の十五の規定により第二十六条第四項の登録を取り消し、又は登録講習実施機関に対し講習の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習実施機関が天災その他の事由により講習の全部又

は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、講習の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 国土交通大臣が前項の規定により講習の全部又は一部を自ら行う場合における講習の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

(手数料)

- 第二十六条の十八 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を国に納めなければならない。

(報告の徴収)

- 第二十六条の十九 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録講習実施機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

- 第二十六条の二十 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録講習実施機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第二十六条の二十一 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第二十六条第四項の登録をしたとき。
- 二 第二十六条の九の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十六条の十一の規定による届出があつたとき。
- 四 第二十六条の十五の規定により第二十六条第四項の登録を取り消し、又は講習の停止を命じたとき。
- 五 第二十六条の十七の規定により講習の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた講習の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(監理技術者資格者証の交付)

第二十七条の十八 (略)

2・3 (略)

(削除)

4・5 (略)

6 第四項の規定は、更新後の資格者証の有効期間について準用する。

(国土交通省令への委任)

第二十七条の二十二 この章に規定するもののほか、第二十六条第四項の登録及び講習の受講並びに第二十七条の十八第一項の資格者証に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(監理技術者資格者証の交付)

第二十七条の十八 (略)

2・3 (略)

4 資格者証の交付を受けようとする者は、国土交通大臣が国土交通省令で定めるところにより指定する講習で交付の申請前一年以内に行われるものを受講しなければならない。

5・6 (略)

7 第四項の規定は資格者証の有効期間の更新を受けようとする者について、第五項の規定は更新後の資格者証の有効期間について準用する。

(国土交通省令への委任)

第二十七条の二十二 この章に規定するもののほか、資格者証に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四章の二 建設業者の経営に関する事項の審査等

(経営事項審査)

第二十七条の二十三 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

2| 前項の審査(以下「経営事項審査」という。)は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一 経営状況

二 経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

3 (略)

(経営状況分析)

第二十七条の二十四 前条第二項第一号に掲げる事項の分析(以下「経営状況分析」という。)(については、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の五の規定により国土交通大臣の

第四章の二 建設業者の経営に関する事項の審査

(経営事項審査)

第二十七条の二十三 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査を受けなければならない。

2| 前項の審査(以下「経営事項審査」という。)は、経営規模の認定をし、経営状況の分析をし、並びにこれらの認定及び分析の結果を考慮して客観的事項の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 (略)

4| 経営事項審査の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した経営事項審査申請書を提出しなければならない。

5| 経営事項審査申請書には、経営事項審査に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

6| 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営事項審査のため必要があると認めるときは、経営事項審査の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定経営状況分析機関)

第二十七条の二十四 国土交通大臣又は都道府県知事は、国土交通大臣の指定する者(以下「指定経営状況分析機関」という。)(に、経営状況の分析(以下「経営状況分析」という。)(を行わせることができる。

登録を受けた者（以下「登録経営状況分析機関」という。）が行うものとする。

2| 経営状況分析の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を登録経営状況分析機関に提出してしなければならない。

3| 前項の申請書には、経営状況分析に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4| 登録経営状況分析機関は、経営状況分析のため必要があると認めるときは、経営状況分析の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

2| 前項の規定による指定は、経営状況分析を行おうとする者の申請により行う。

3| 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせるときは、当該経営状況分析を行わないものとする。この場合において、国土交通大臣又は都道府県知事は、当該指定経営状況分析機関が第二十七条の第二項の規定により通知する経営状況分析の結果を考慮して経営事項審査を行わなければならない。

4| 第二十七条の三から第二十七条の五まで、第二十七条の七から第二十七条の十五まで及び第二十七条の十七の規定は、指定経営状況分析機関について準用する。この場合において、第二十七条の三第一項及び第二項中「前条第二項」とあるのは、「第二十七条の二十四第二項」と、同条第一項、第二十七条の五第二項、第二十七条の七、第二十七条の八、第二十七条の十、第二十七条の十一、第二十七条の十二第一項、第二十七条の十三第一項及び第二項、第二十七条の十四第二項及び第三項、第二十七条の十五並びに第二十七条の十七中「試験事務」とあるのは、「経営状況分析」と、第二十七条の四第一項、第二十七条の九第一項及び第二十七条の十四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは、「第

第二十七条の二十四第一項」と、第二十七条の五第二項、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは、「経営状況分析規程」と、第二十七条の七第一項中「職員（前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十七条の九第二項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び第二十七条の二十四第一項の規定により指定経営状況分析機関にその経営状況分析を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）」と、第二十七条の十四第二項第二号中「第二十七条の四第二項、第二十七条の六第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十七条の四第二項」と、同項第三号中「第二十七条の五第二項（第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十七条の五第二項」と、第二十七条の十五中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は委任都道府県知事」と、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「国土交通大臣が前条第二項」と、「必要があると認めるときは」とあるのは「国土交通大臣が必要があると認めるときは」と、「第二十七条の二第三項」とあるのは「第二十七条の二十四第三項」と、同条第三項中「第二十七条の十三第一項」とあるのは「国土交通大臣が第二十七条の十三第一項」と、「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項」と、「取り消した場合」とあるのは「取り消した場合又は委任都道府県知事が指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わないこととした場合」と、第二十七条の十七中「指定試験機関」とあるのは「この法律に別段の定めがある場合を除き、指定経営状況分析機関」と読み替えるものとする。

（委任の公示等）

第二十七条の二十五 委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営

（経営状況分析の結果の通知）

第二十七条の二十五 登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行ったと

きは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営状況分析の申請をした建設業者に対して、当該経営状況分析の結果に係る数値を通知しなければならない。

(経営規模等評価)

第二十七条の二十六 第二十七条の二十三第二項第二号に掲げる事項の評価(以下「経営規模等評価」という。)については、国土交通大臣又は都道府県知事が行うものとする。

2| 経営規模等評価の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

3| 前項の申請書には、経営規模等評価に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4| 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価のため必要があると認めるときは、経営規模等評価の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

状況分析を行わせることとしたときは、その旨を国土交通大臣に報告するとともに、当該指定経営状況分析機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該経営状況分析を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせることとした日を公示しなければならない。

2| 指定経営状況分析機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は経営状況分析を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(経営状況分析を取り扱う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事)に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

3| 委任都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定経営状況分析機関に対する申請)

第二十七条の二十六 国土交通大臣又は委任都道府県知事が指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせることとしたときは、経営事項審査を受けようとする建設業者は、経営状況分析については、国土交通省令で定めるところにより、指定経営状況分析機関に申請をしなければならない。

2| 第二十七条の二十三第四項及び第五項の規定は前項の申請について、同条第六項の規定は指定経営状況分析機関による経営状況分析について準用する。

(経営規模等評価の結果の通知)

第二十七条の二十七 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。

(審査の結果の通知)

第二十七条の二十七 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営事項審査を行ったときは、遅滞なく、当該経営事項審査に係る建設業者に対して、当該経営事項審査の結果を通知しなければならない。

2 | 指定経営状況分析機関は、前条第一項の申請をした建設業者に係る経営状況分析を行ったときは、遅滞なく、当該経営状況分析の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

3 | 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十七条の二十三第一項の建設工事の発注者が請求をしたときは、当該発注者に対して、経営事項審査の結果を通知しなければならない。

(再審査の申立)

第二十七条の二十八 経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

(再審査の申立)

第二十七条の二十八 経営事項審査(指定経営状況分析機関が行った経営状況分析を含む。)の結果について異議のある建設業者は、当該経営事項審査を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

(総合評定値の通知)

第二十七条の二十九 国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価の申請をした建設業者から請求があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該建設業者に対して、総合評定値(経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体について総合的な評定の結果に係る数値をいう。以下同じ。)を通知しなければならない。

(委任都道府県知事の指示等)

第二十七条の二十九 委任都道府県知事は、その行わせることとした経営状況分析の適正な実施を確保するため必要があるときは、指定経営状況分析機関に対して、当該経営状況分析の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示し、又は当該経営状況分析の状況に關し必要な報告を求め、若しくはその職員に、当該経営状況分析を取り扱う指定経営状況分析機関の事務所に立ち入り、当該経営状況分析の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 | 前項の請求は、第二十七条の二十五の規定により登録経営状況分析機関から通知を受けた経営状況分析の結果に係る数値を当該建設業者の建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

3 | 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十七条の二十三第一項の建設工事の発注者から請求があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該発注者に対して、同項の建設業者に係る総合評定値（当該発注者から同項の建設業者に係る経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値の請求があつた場合にあつては、これらの数値を含む。）を通知しなければならない。ただし、第一項の規定による請求をしていない建設業者に係る当該発注者からの請求にあつては、当該建設業者に係る経営規模等評価の結果に係る数値のみを通知すれば足りる。

2 | 第二十七条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(委任の撤回等)

第二十七条の三十 委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を指定経営状況分析機関に通知しなければならない。

2 | 委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせないこととしたときは、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

3 | 国土交通大臣は、委任都道府県知事が第二十七条の二十四第四項において準用する第二十七条の十五第一項の規定により経営状況分析を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により経営状況分析を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

4 委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせる旨を公示しなければならない。

(手数料)

第二十七条の三十一 国土交通大臣が行う経営事項審査を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手料を国に納めなければならない。

2 指定経営状況分析機関が行う経営状況分析を受けようとする者であつて国土交通大臣の許可を受けたものは、実費を勘案して政令で定める額の手料を指定経営状況分析機関に納めなければならない。

3 前項の規定により指定経営状況分析機関に納められた手数料は、指定経営状況分析機関の収入とする。

4 都道府県が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき経営事項審査に係る手数料を徴収する場合において、当該都道府県の知事が指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせるときは、当該都道府県は、当該指定経営状況分析機関が行う経営状況分析を受けようとする者であつて当該都道府県の知事の許可を受けたものに、条例で定めるところにより、当該手数料の額のうち経営状況分析に係る部分に相当する額として条例で定める額の手料を当該指定経営状況分析機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

(手数料)
第二十七条の三十 国土交通大臣に対して第二十七条の二十六第二項の申請又は前条第一項の請求をしようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手料を国に納めなければならない。

(登録)

第二十七条の三十一 第二十七条の二十四第一項の登録は、経営状況分析を行おうとする者の申請により行つ。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項に

において「登録申請者」という。)が、電子計算機(入出力装置を含む。

(及び経営状況分析に必要なプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。

(を有し、かつ、第二十七条の二十三第一項の規定により経営事項審査を受けなければならないこととされる建設業者(以下この項において単に「建設業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、建設業者がその親会社であること。

二 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

三 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

3 | 登録は、登録経営状況分析機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録経営状況分析機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録経営状況分析機関が経営状況分析を行う事務所の所在地

(準用規定)

第二十七条の三十二 第二十六条の五、第二十六条の七から第二十六条の

十六まで及び第二十六条の十九から第二十六条の二十一までの規定は、登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六条の五	該当する者が行う講習	該当する者
第二十六条の五、 第二十六条の七第 一項、第二十六条 の十五第五号並び に第二十六条の二 十一第一号及び第 四号	第二十六条第四項	第二十七条の二十四第 一項
第二十六条の五第 二号及び第二十六 条の二十一第四号	第二十六条の十五	第二十七条の三十二に おいて準用する第二十 六条の十五
第二十六条の五第 二号	講習	第二十七条の二十四第 一項
第二十六条の五第 三号	第二十六条第四項の講 習	経営状況分析の業務
第二十六条の七第 二項	前三条	第二十七条の三十一及 び第二十七条の三十二 において準用する第二 十六条の五
第二十六条の八の 見出し	講習の実施に係る	経営状況分析の
第二十六条の八	第二十六条の六第一項	国土交通省令

		第一号及び第二号に掲げる要件並びに国土交通省令	
第二十六条の八及び第二十六条の十六	講習	経営状況分析	
第二十六条の九	第二十六条の六第二項 第二号又は第三号	第二十七条の三十一第一 三項第二号又は第三号	
第二十六条の十（見出しを含む。）	講習規程	経営状況分析規程	
第二十六条の十第一項	講習に	経営状況分析の業務に	
第二十六条の十第二項及び第二十六条の十四	講習の	経営状況分析の業務の	
第二十六条の十第二項	講習に	経営状況分析に	
第二十六条の十一並びに第二十六条の二十一第四号及び第五号	講習	経営状況分析の業務	
第二十六条の十二第二項	建設業者	第二十七条の三十一第二項に規定する建設業者	
第二十六条の十三	講習	登録経営状況分析機関	

	第二十六條の十四	第二十六條の六第一項 登録講習実施機関が第二十六條の八	第二十七條の三十一第二項 登録経営状況分析機関が第二十七條の三十二において準用する第二十六條の八又は第二十七條の三十三
第二十六條の十五	同条の規定による講習を 当該登録講習実施機関の行う講習の登録講習の全部	同条の規定による経営状況分析の業務をその登録	これらの規定による経営状況分析の業務の全部
第二十六條の十五 第一号	第二十六條の五第一号 又は第三号	第二十七條の三十二において準用する第二十六條の五第一号又は第三号	第二十七條の三十二において準用する第二十六條の九
第二十六條の十五 第三号	第二十六條の十二第二項各号	第二十七條の三十二において準用する第二十六條の十二第二項各号	第二十七條の三十二において準用する第二十六條の九
第二十六條の十五 第四号	前二条	第二十七條の三十二において準用する第二十六條の九	第二十七條の三十二において準用する第二十六條の九

	第二十六条の二十 一第三号	第二十六条の十一	六条の十三又は前条 第二十七条の三十二に おいて準用する第二十 六条の十一
第二十六条の二十 一第五号	第二十六条の十七	第二十七条の三十五	

(経営状況分析の義務)

第二十七条の三十三 登録経営状況分析機関は、経営状況分析を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、経営状況分析を行わなければならない。

(秘密保持義務)

第二十七条の三十四 登録経営状況分析機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、経営状況分析の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事による経営状況分析の実施)

第二十七条の三十五 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十七条の二十四第一項の登録を受けた者がいないとき、第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十一の規定による経営状況分析の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十五の規定により第二十七条の二十四第一項の登録を取り消し、又は登録経営状況分析機関に対し経営状況分析の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録経営状況分析機関が天災その他の事由により経営状況分析の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他国土交通大臣が必要があると認めるときは

、経営状況分析の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2| 国土交通大臣は、都道府県知事が前項の規定により経営状況分析を行うこととなる場合又は都道府県知事が同項の規定により経営状況分析を行うこととなる事由がなくなつた場合には、速やかにその旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

3| 国土交通大臣又は都道府県知事が第一項の規定により経営状況分析の業務の全部又は一部を自ら行う場合における経営状況分析の業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

4| 第二十七条の三十の規定は、第一項の規定により国土交通大臣が行う経営状況分析を受けようとする者について準用する。

5| 都道府県知事は、第一項の規定により経営状況分析の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた経営状況分析の業務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を当該都道府県の公報に公示しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第二十七条の三十六 (略)

(届出)

第二十七条の三十七 (略)

(報告等)

第二十七条の三十八 (略)

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律及び入札

(国土交通省令への委任)

第二十七条の三十二 (略)

(届出)

第二十七条の三十三 (略)

(報告等)

第二十七条の三十四 (略)

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和二

契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 (略)

(標識の掲示)

第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告)

第四十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の三十七の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 3 (略)

第八章 罰則

第四十五条 経営状況分析の業務に従事する登録経営状況分析機関の役員又は職員(次項及び第三項において「登録経営状況分析機関の役員等」という。)が、その職務に関し、賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2 登録経営状況分析機関の役員等であつた者が、その在職中に請託を受

十七年法律第百八十四号)及び入札契約適正化法によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 (略)

(標識の掲示)

第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告)

第四十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の三十三の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 3 (略)

けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3| 登録経営状況分析機関の役員等が、その職務に関し、請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4| 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十六条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2| 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四十七条 (略)

第四十八条 第二十七条の七第一項又は第二十七条の三十四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第二十六条の十五(第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)(又は第二十七条の十四第二項(第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。))の規定による講習、試験事務、交付等事務又は経営状況分析の停止の命令に違反したときは、その違反行為をし

第八章 罰則

第四十五条 (略)

第四十五条の二 第二十七条の七第一項(第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条の三 第二十七条の十四第二項(第二十七条の十九第五項及び第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。))の規定による試験事務、交付等事務又は経営状況分析の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関、指定資格者証交付機関又は指定

た登録講習実施機関、指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第二十七条の二十四第二項若しくは第二十七条の二十六第二項の申請書又は第二十七条の二十四第三項若しくは第二十七条の二十六第三項の書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

2 (略)

第五十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録講習実施機関、指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の十一(第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)(の規定による届出をしないで講習若しくは経営状況分析の業務の全部を廃止し、又は第二十七条の十三第一項(第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。)(の規定による許可を受けないで試験事務若しくは交付等事務の全部を廃止したとき。

二 第二十六条の十六(第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)(又は第二十七条の十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

経営状況分析機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第二十七条の二十三第四項(第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。)(の経営事項審査申請書又は第二十七条の二十三第五項(第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。)(の書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

2 (略)

第四十六条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関、指定資格者証交付機関又は指定経営状況分析機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の十(第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十七条の十二第一項(第二十七条の十九第五項及び第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)(若しくは第二十七条の二十九の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十七条の十二第一項若しくは第二十七条の二十九の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

三 第二十六条の十九(第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)(若しくは第二十七条の十二第一項(第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十六条の二十(第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)(若しくは第二十七条の十二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一(三) (略)

四 第二十七条の二十四第四項又は第二十七条の二十六第四項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

五(六) (略)

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第四十七条、第五十条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

第五十四条 第二十六条の十二第一項(第二十七条の三十二において準用する場合を含む。))の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十六条の十二第二項各号(第二十七条の三十二

三 第二十七条の十三第一項(第二十七条の十九第五項及び第二十七条の二十四第四項において準用する場合を含む。))の規定による許可を受けないで、試験事務、交付等事務又は経営状況分析の全部を廃止したとき。

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一(三) (略)

四 第二十七条の二十三第六項(第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

五(六) (略)

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第四十五条、第四十六条又は第四十七条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第五十五条（略）

別表第一（略）

別表第二（第二十六条の六関係）

- 一 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関するものを含む。）に関する学科
- 二 都市工学に関する学科
- 三 衛生工学に関する学科
- 四 交通工学に関する学科
- 五 建築学に関する学科
- 六 電気工学に関する学科
- 七 電気通信工学に関する学科
- 八 機械工学に関する学科
- 九 林学に関する学科
- 十 鉱山学に関する学科

第四十九条（略）

別表（略）

改 正 案

現 行

（測量士となる資格）

第五十条 次各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。

- 一 大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）であつて文部科学大臣の認定を受けたもの（以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六において単に「大学」という。）において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に関し一年以上の実務の経験を有するもの
- 二 短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）であつて文部科学大臣の認定を受けたもの（以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十一条の六において「短期大学等」と総称する。）において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、測量に関し三年以上の実務の経験を有するもの
- 三 測量に関する専門の養成施設であつて第五十一条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者で、測量に関し二年以上の実務の経験を有するもの
- 四 測量士補で、測量に関する専門の養成施設であつて第五十一条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて高度の専門の知識及び技能を修得した者

五（略）

（測量士となる資格）

第五十条 左各号の一に該当する者は、測量士となる資格を有する。

- 一 文部科学大臣の認定した大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、測量に関し一年以上の実務の経験を有するもの
- 二 文部科学大臣の認定した短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において、測量に関する科目を修め、当該学校を卒業した者で、測量に関し三年以上の実務の経験を有するもの
- 三 国土交通大臣が指定する測量に関する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者で、測量に関し二年以上の実務の経験を有するもの
- 四 測量士補で、国土交通大臣の指定する測量に関する専門の養成施設において国土交通大臣の指定する科目について高度の専門の知識及び技能を修得した者

五（略）

(測量士補となる資格)

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士補となる資格を有する。

- 一 大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者
- 二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者
- 三 前条第三号の登録を受けた測量に関する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者
- 四 (略)

(測量に関する専門の養成施設の登録)

第五十一条の二 第五十条第三号又は第四号の登録は、測量に関する専門の知識及び技能を有する者を養成する業務(以下「養成業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第五十一条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第五十条第三号又は第四号の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十一条の十五の規定により第五十条第三号又は第四号の登録を

(測量士補となる資格)

第五十一条 左の各号の一に該当する者は、測量士補となる資格を有する。

- 一 文部科学大臣の認定した大学(短期大学を除き、旧大学令による大学を含む。)において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者
- 二 文部科学大臣の認定した短期大学又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)において、測量に関する科目を修め、当該学校を卒業した者
- 三 国土交通大臣が指定する測量に関する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者
- 四 (略)

- 取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、養成業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第五十一条の四 国土交通大臣は、第五十一条の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては別表第一の一の項に、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げる測量に關する科目について、講義及び実習を行つものであること。

二 別表第二の上欄に掲げる実習機器を、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上の数量有していること。

- 三 別表第一に掲げる測量に關する科目を教授する教員を有し、かつ、これらの教員のうち専任の者(以下「専任教員」という。)の人数が、第五十条第三号の登録を受けようとする場合にあつては三人(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すことに一を加えた人数)、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては六人(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すことに二を加えた人数)以上であること。

四 専任教員のうち、専門分野(測地に關する科目)別表第一の一の項第五号から第八号までに掲げる科目をいう。(に關する分野(以下「測地分野」という。))及び地図に關する科目(同項第九号から第十一

号までに掲げる科目をいう。()に関する分野(以下「地図分野」という。)をいう。以下同じ。)を教授することができる者の人数が、測地分野又は地図分野ごとにそれぞれ一人以上であること。

五 専任教員のうち一人は、主任専任教員(専門分野を統括し、かつ、別表第一に掲げる測量に関する科目に関する高度な測量技術を主任する者をいう。以下同じ。)であること。

2| 登録は、登録養成施設登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第五十条第三号又は第四号の登録を受けた者(以下「登録養成施設設置者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録養成施設設置者が養成業務を行う第五十条第三号又は第四号の登録を受けた測量に関する専門の養成施設(以下「登録養成施設」という。)の名称、所在地及び学科又は学科に相当するものの名称

四 登録養成施設の別(第五十条第三号の登録又は同条第四号の登録の別をいう。)

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(専任教員の資格)

第五十一条の五 専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に五年以上従事し、かつ、第四十九条第一項に規定する測量士の登録(以下単に「測量士の登録」という。)を受けているもの

二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に八年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

2 専任教員は、他の養成施設の専任教員と兼務することができない。

(主任専任教員の資格)

第五十一条の六 主任専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 大学において、測量に関する科目を修め、当該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野のうち第五十一条の四第一項第四号の規定により自己が教授する分野である測地分野又は地図分野(以下この号及び次号において「担当分野」という。)に関する教育に八年以上又は担当分野に関する教育に五年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、担当分野に関する教育に十一年以上又は担当分野に関する教育に八年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

(登録の更新)

第五十一条の七 第五十条第三号又は第四号の登録は、五年ごとにその更

新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2| 第五十一条の二から第五十一条の四までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(養成業務の実施に係る義務)

- 第五十一条の八 登録養成施設設置者は、公正に、かつ、第五十一条の四第一項各号に掲げる要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により養成業務を行わなければならない。

(変更の届出)

- 第五十一条の九 登録養成施設設置者は、第五十一条の四第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

- 第五十一条の十 登録養成施設設置者は、養成業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、養成業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2| 業務規程には、養成業務の実施方法、養成業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

- 第五十一条の十一 登録養成施設設置者は、養成業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十一条の十二 登録養成施設設置者(国及び地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られている記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十五条の二において「財務諸表等」という。()を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2| 第五十条第三号若しくは第五十一条第三号に規定する専門の知識及び技能又は第五十条第四号に規定する高度の専門の知識及び技能を修得しよつとする者その他の利害関係人は、登録養成施設設置者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録養成施設設置者の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第五十一条の十三 国土交通大臣は、登録養成施設が第五十一条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録養成施設設置者に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十一条の十四 国土交通大臣は、登録養成施設設置者が第五十一条の八の規定に違反していると認めるときは、その登録養成施設設置者に対し、同条の規定による養成業務を行うべきこと又は養成業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十一条の十五 国土交通大臣は、登録養成施設設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十条第三号若しくは第四号の登録を取り消し、又は期間を定めて養成業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第五十一条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第五十一条の九から第五十一条の十一まで、第五十一条の十二第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第五十一条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第五十条第三号又は第四号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第五十一条の十六 登録養成施設設置者は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、養成業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第五十一条の十七 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録養成施設設置者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第五十一条の十八 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録養成施設の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第五十一条の十九 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第五十条第三号又は第四号の登録をしたとき。

二 第五十一条の九の規定による届出があつたとき。

三 第五十一条の十一の規定による届出があつたとき。

四 第五十一条の十五の規定により第五十条第三号若しくは第四号の登

録を取り消し、又は養成業務の停止を命じたとき。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 基本測量若しくは公共測量に従事する者又はその他の者で、基本測量又は公共測量の測量成果をして、真実に反するものたらしめる行為をした者

二 第四十八条第一項の規定に違反した者

三 第五十一条の十五の規定による養成業務の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の役員又は職員

第六十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の十一の規定による届出をしないで養成業務の全部を廃止した者

二 第五十一条の十六の規定に違反して同条に規定する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第五十一条の十七の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第五十一条の十八第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第五十五条の七第一項の規定による変更登録の申請をせず、又は虚偽の申請をした者

六 正当な理由がなくて第五十五条の八第一項又は第二項の規定による書類の提出を怠り、又は虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 基本測量若しくは公共測量に従事する者又はその他の者で、基本測量又は公共測量の測量成果をして、真実に反するものたらしめる行為をした者

二 第四十八条第一項の規定に違反した者

第六十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条の七第一項の規定による変更登録の申請をせず、又は虚偽の申請をした者

二 正当な理由がなくて第五十五条の八第一項又は第二項の規定による書類の提出を怠り、又は虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者

- 七 第五十五条の九第二項の規定により届出をしなかつた者
- 八 第五十五条の十一第一項後段の規定による通知をしなかつた者
- 九 第五十七条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十五条の二 第五十一条の十二第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

別表第一（第五十一条の四関係）

項	測量に関する科目
一	測量に関する法規
二	測量に関する数学
三	測量に関する情報処理
四	測量学概論
五	三角測量
六	多角測量
七	汎地球測位システム測量
八	水準測量
九	地形測量
十	写真測量
十一	地図編集
十二	応用測量
十三	その他の測量関連科目

- 三 第五十五条の九第二項の規定により届出をしなかつた者
- 四 第五十五条の十一第一項後段の規定による通知をしなかつた者
- 五 第五十七条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二	測量に関する法規及びこれに関連する国際条約
一	測量に関する基礎理学
二	測量に関する基礎工学
三	測地測量
四	地形測量
五	写真測量
六	地図編集
七	応用測量
八	地理情報システム
九	測量に関する課題研究
十	測量に関する表現技術
十一	測量実務
十二	

別表第一(第五十一条の四関係)

実習機器	数量
セオドライト	十五式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)
レベル	十五式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)
電子レベル	一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)
汎地球測位システム測量機	一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を

平板	<p>加えた数量)</p> <p>二十式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)</p>
電子平板	<p>一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)</p>
反射式実体鏡	<p>五台(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに五を加えた数量)</p>
図化機又は解析図化機	<p>一台(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)</p>
スキャナ	<p>一台(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)</p>
ディジタイザ	<p>一台(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)</p>
プロッタ	<p>一台(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)</p>
パーソナルコンピュータ	<p>二十台(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに五を加えた数量)</p>
備考	<p>加えた数量)</p>

一 セオドライトの数量のうち五分の一以上は、距離を測定する機能を備えたものとする。

二 第五十条第四号の登録を受けようとする場合にあっては、汎地球測位システム測量機及び電子平板の項中「一式」とあるのは「二式」とし、かつ、平板を有することを要しない。

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 ホテルの登録（第三条 第十七条）

第三章 旅館の登録（第十八条）

第四章 登録実施機関（第十九条 第三十一条）

第五章 登録ホテル等の整備（第三十二条・第三十三条）

第六章 登録ホテル等に関する情報の提供（第三十四条 第四十条）

第七章 民間団体による外客接遇の向上に関する事業の推進（第四十一条 第四十三条）

第八章 雑則（第四十四条 第五十条）

第九章 罰則（第五十一条 第五十七条）

附則

（ホテルの登録）

第三条 ホテル業を営んでいる者は、ホテルごとに、第十九条及び第二十条の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

（登録の申請）

第四条 前条のホテルの登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

一（四）略

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 ホテルの登録（第三条 第十七条）

第三章 旅館の登録（第十八条）

第四章 指定登録機関（第十九条 第三十条）

第五章 登録ホテル等の整備（第三十一条 第三十三条）

第六章 登録ホテル等に関する情報の提供（第三十四条 第四十条）

第七章 民間団体による外客接遇の向上に関する事業の推進（第四十一条 第四十三条）

第八章 雑則（第四十四条 第五十条）

第九章 罰則（第五十一条 第五十六条）

附則

（ホテルの登録）

第三条 ホテル業を営んでいる者は、ホテルごとに、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一（四）略

2 (略)

(登録の実施)

第五条 登録実施機関は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項をホテル登録簿に登録しなければならない。

一・二 (略)

2 登録実施機関は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知するとともに、国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 登録実施機関は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者が第十六条第一項又は第三項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者であるとき。

五・七 (略)

2 登録実施機関は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第七条 第三条の登録を受けたホテル(以下「登録ホテル」という。)によるホテル業(以下「登録ホテル業」という。)を営む者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に

2 (略)

(登録の実施)

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項をホテル登録簿に登録しなければならない。

一・二 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知するとともに、国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者が第十六条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者であるとき。

五・七 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第七条 第三条の登録を受けたホテル(以下「登録ホテル」という。)によるホテル業(以下「登録ホテル業」という。)を営む者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に

、その旨を登録実施機関に届け出なければならない。

2 (略)

3 登録実施機関は、第一項の規定による届出を受理したときは、第十六条第一項又は第三項の規定により登録を取り消す場合を除き、届出があつた事項をホテル登録簿に登録しなければならない。

4 登録実施機関は、前項の規定による登録をしたときは、第五条第二項の国土交通省令で定める事項に変更がある場合に限り、当該変更に係る事項を公示しなければならない。

(遵守事項等)

第十三条

1～3 (略)

4 登録ホテル業を営む者は、外客の利便の増進を図るため、登録ホテルにおける複数の外国語による案内標識の整備、クレジットカードによる料金の支払を可能とする措置、インターネットを利用することができる機能を有する設備の整備その他の国土交通省令で定める措置を講ずるよう努めるものとする。

(承継)

第十四条

1～3 (略)

4 前三項の規定により登録ホテル業を営む者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を登録実施機関に届け出なければならない。

5 (略)

、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出を受理したときは、第十六条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、届出があつた事項をホテル登録簿に登録しなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、第五条第二項の国土交通省令で定める事項に変更がある場合に限り、当該変更に係る事項を公示しなければならない。

(遵守事項)

第十三条

1～3 (略)

(承継)

第十四条

1～3 (略)

4 前三項の規定により登録ホテル業を営む者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(経営の委任等の届出)

第十五条 登録ホテル業を営む者は、その営業の全部若しくは一部の経営を委任し、又はその営業の一部を譲渡し、賃貸し、若しくは分割により承継させたときは、その日から三十日以内に、その旨を登録実施機関に届け出なければならない。

2 登録ホテル業を営む者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産によるときは、破産管財人）は、その日から三十日以内に、その旨を登録実施機関に届け出なければならない。

3 登録ホテル業を営む者は、その営業の全部又は一部を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を登録実施機関に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第十六条 登録実施機関は、登録ホテル業を営む者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録ホテルについて登録を取り消さなければならない。

一 第六条第一項第二号から第七号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第三条のホテルの登録を受けたとき。

2 国土交通大臣は、登録ホテル業を営む者がこの法律、この法律に基づく命令又は第十一条第二項、第十二条第二項若しくは第十三条第二項の規定による指示に違反したときは、当該登録ホテルについて登録をした登録実施機関に対し、その理由を示して、その登録を取り消すべきことを命ずることができる。

(経営の委任等の届出)

第十五条 登録ホテル業を営む者は、その営業の全部若しくは一部の経営を委任し、又はその営業の一部を譲渡し、賃貸し、若しくは分割により承継させたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 登録ホテル業を営む者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産によるときは、破産管財人）は、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 登録ホテル業を営む者は、その営業の全部又は一部を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第十六条 国土交通大臣は、登録ホテル業を営む者が次の各号の一に該当するときは、当該登録ホテルについて登録を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基づく命令又は第十一条第二項、第十二条第二項若しくは第十三条第二項の規定による指示に違反したとき。

二 第六条第一項第二号から第七号までの一に該当するに至つたとき。

三 不正の手段により第三条の登録を受けたとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 登録実施機関は、前項の規定により登録ホテルについて登録の取消しを命ぜられたときは、速やかに、その登録を取り消さなければならない。

4 第六条第二項の規定は、第一項及び前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第十七条 登録実施機関は、第十五条第二項の規定による届出若しくは同条第三項の規定による営業の全部を廃止する旨の届出があつたとき、前条第一項若しくは第三項の規定による登録の取消しをしたとき、又は登録の抹消の申請があつたときは、当該登録ホテルの登録を抹消するとともに、その旨を公示しなければならない。

第十八条 旅館業を営んでいる者は、旅館ごとに、登録実施機関が行う登録を受けることができる。

2 第四条から第六条までの規定は前項の旅館の登録について、第七条及び第九条から第十五条までの規定は前項の登録を受けた旅館（以下「登録旅館」という。）による旅館業（以下「登録旅館業」という。）を営む者について、第八条の規定は登録旅館以外の宿泊施設について、第十条の規定は登録旅館に係る登録の取消しについて、前条の規定は登録旅館に係る登録の抹消について準用する。この場合において、第四条及び第六条第一項第一号中「ホテル」とあるのは「旅館」と、第五条第一項及び第七条第三項中「ホテル登録簿」とあるのは「旅館登録簿」と、第六条第一項第一号口中「ロビーその他の客の共用に供する室及び食堂」とあるのは「ロビーその他の客の共用に供する室」と、同項第七号中「ホテルによるホテル業」とあるのは「旅館による旅館業」と、第八条中「登録ホテル又は」とあるのは「登録旅館又は」と、第九条、第十条

(登録の抹消)

第十七条 国土交通大臣は、第十五条第二項の規定による届出若しくは同条第三項の規定による営業の全部を廃止する旨の届出があつたとき、前条第一項の規定による登録の取消しをしたとき、又は登録の抹消の申請があつたときは、当該登録ホテルの登録を抹消するとともに、その旨を公示しなければならない。

第十八条 旅館業を営んでいる者は、旅館ごとに、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 第四条から第六条までの規定は前項の登録について、第七条及び第九条から第十五条までの規定は前項の登録を受けた旅館（以下「登録旅館」という。）による旅館業（以下「登録旅館業」という。）を営む者について、第八条の規定は登録旅館以外の宿泊施設について、第十六条の規定は登録旅館に係る登録の取消しについて、前条の規定は登録旅館に係る登録の抹消について準用する。この場合において、第四条及び第六条第一項第一号中「ホテル」とあるのは「旅館」と、第五条第一項及び第七条第三項中「ホテル登録簿」とあるのは「旅館登録簿」と、第六条第一項第一号口中「ロビーその他の客の共用に供する室及び食堂」とあるのは「ロビーその他の客の共用に供する室」と、同項第七号中「ホテルによるホテル業」とあるのは「旅館による旅館業」と、第八条中「登録ホテル又は」とあるのは「登録旅館又は」と、第九条、第十条

、第十二条及び第十三条中「登録ホテル」とあるのは「登録旅館」と、第十条中「ホテルに」とあるのは「旅館に」と、第十六条第一項及び第二項中「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館業」と読み替えるものとする。

第四章 登録実施機関

(登録実施機関の登録)

第十九条 第三条又は前条第一項に規定する登録実施機関の登録は、ホテル又は旅館の登録の実施に関する事務(第十一条第一項及び第二項、第十二条第二項、第十三条第二項並びに第十六条第二項(これらの規定を前条第二項において準用する場合を含む。))の規定による事務を除く。以下「登録実施事務」という。()を行おうとする者の申請により行う。

二条及び第十三条中「登録ホテル」とあるのは「登録旅館」と、第十条中「ホテルに」とあるのは「旅館に」と、第十六条第一項中「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館業」と読み替えるものとする。

第四章 指定登録機関

(指定登録機関の指定等)

第十九条 国土交通大臣は、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、ホテル及び旅館の登録の実施に関する事務(第十一条第一項及び第二項、第十二条第二項、第十三条第二項並びに第十六条(これらの規定を前条第二項において準用する場合を含む。))の規定による事務を除く。以下「登録事務」という。()の全部又は一部を行わせることができる。

2 | 指定登録機関の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 | 国土交通大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、指定登録機関が行う登録事務を行わないものとし、この場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

4 | 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三条から第七条まで、第十四条、第十五条、第十七条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第七条第三項(第十四条第五項(前条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。()中「登録を取り消す場合」とあるのは「国土交通大臣が登録を取り消す場合」と、第十七条(前条第二項において準用する場合を含む。))中「前条第一項の規定による登録の取消しを

(登録実施機関の登録の要件等)

第二十条 国土交通大臣は、前条の規定により登録実施機関の登録を申請した者(以下この項及び次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる能力をいずれも有する者が登録実施事務を行うものであること。

イ 位置図、配置図、各階平面図その他の図面及び書類により、ホテル又は旅館の施設及び宿泊に関するサービスが第六条第一項第一号(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の基準に適合するかどうかを判定する能力

ロ 外国語により記載された案内書その他の書類を正確に理解するに足りる語学に関する能力

二 登録申請者が、第三条又は第十八条第一項の規定によりホテル又は旅館の登録を受けることができることとされるホテル業又は旅館業を営む者(以下この号及び第二十九条第二項において「ホテル業者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、ホテル業者等がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行

したとき」とあるのは「前条第一項の規定により国土交通大臣が登録の取消しをしたとき」とする。

(指定の基準)

第二十条 国土交通大臣は、他に指定登録機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

権を有する社員）に占めるホテル業者等の役員又は職員（過去二年間に当該ホテル業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

八 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、ホテル業者等の役員又は職員（過去二年間に当該ホテル業者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録をしてはならない。

一 (略)

二 第三十条第一項又は第二項の規定により登録実施機関の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、登録実施事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

3 登録実施機関の登録は、登録実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録実施事務を行う事務所の所在地

四 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

三 登録事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて登録事務が不公正になるおそれがないこと。

2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、その指定をしてはならない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 (略)

三 第二十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十二條第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(登録実施機関の登録の更新)

第二十一条 第十九条の登録実施機関の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録実施機関の登録の更新について準用する。

(登録実施機関の登録の公示等)

第二十一条 国土交通大臣は、登録実施機関の登録をしたときは、第二十条第三項第二号から第四号までに掲げる事項及び登録実施事務の開始の日を公示しなければならない。

2 登録実施機関は、第二十条第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(指定の公示等)

第二十一条 国土交通大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、指定登録機関の名称及び住所、指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務を行う事務所の所在地並びに登録事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定登録機関は、その名称若しくは住所又は登録事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(役員を選任及び解任)

第二十一条 登録事務に従事する指定登録機関の役員を選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、指定登録機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第二十四条第一項の登録事務規程に違反したとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(登録実施の義務)

第二十三条 登録実施機関は、登録実施事務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録実施事務を行わなければならない。

2 登録実施機関は、公正に、かつ、第二十条第一項第一号に掲げる要件に適合する方法により登録実施事務を行わなければならない。

(登録実施事務規程)

第二十四条 登録実施機関は、登録実施事務の実施方法、登録実施事務に関する料金その他の国土交通省令で定める登録実施事務の実施に関する事項について登録実施事務規程を定め、登録実施事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(秘密保持義務等)

第二十三条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録事務規程)

第二十四条 指定登録機関は、国土交通省令で定める登録事務の実施に関する事項について登録事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十五条 指定登録機関は、毎事業年度、登録事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度、登録事務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出し

(帳簿の備付け等)

第二十五条 登録実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録実施事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(適合命令)

第二十六条 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十七条 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十三条の規定に違反しているとき、その登録実施機関に対し、同条の規定による登録実施事務を行うべきこと又は登録の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録実施事務の休止)

第二十八条 登録実施機関は、登録実施事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 第二十二條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

なければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十六条 指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十七条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(登録事務の休止)

第二十八条 指定登録機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十九条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られている記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十七条において「財務諸表等」といふ。()を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2| ホテル業者等その他の利害関係人は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(登録実施機関の登録の取消し等)

第三十条 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録実施機関の登録を取り消さな

(指定の取消し等)

第二十九条 国土交通大臣は、指定登録機関が第二十条第二項各号(第三号を除く。)()の二に該当するに至つたときは、その指定を取り消さな

なければならない。

2 国土交通大臣は、登録実施機関が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その登録実施機関の登録を取り消し、又は期間を定めて登録実施事
務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第十六条第二項、第二十六条又は第二十七条の規定による命令に違
反したとき。

三 第二十条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められると
き。

四 正当な理由がないのに前条第二項各号の規定による請求を拒んだと
き。

五 不正な手段により登録実施機関の登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、第一項若しくは前項の規定により登録実施機関の登
録を取り消し、又は同項の規定により登録実施事務の全部若しくは一部
の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による登録実施事務の実施)

第三十一条 国土交通大臣は、登録実施機関の登録を受けた者がいないと
き、第二十八条第一項の規定による登録実施事務の全部又は一部の休止
又は廃止の届出があつたとき、前条第一項若しくは第二項の規定により
登録実施機関の登録を取り消し、又は同項の規定により登録実施機関に
対し登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録実施機
関が天災その他の事由により登録実施事務の全部又は一部を実施するこ
とが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、登録実施事
務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録実施事務を行うこととし、又

なければならない。

2 国土交通大臣は、指定登録機関が次の各号の一に該当するときは、そ
の指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停
止を命ずることができる。

一 (略)

二 第二十条第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第二十二條第二項、第二十四條第二項又は第二十七條の規定による
命令に違反したとき。

四 第二十四條第一項の規定により認可を受けた登録事務規程によらな
いで登録事務を行ったとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、
又は同項の規定により登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき
は、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による登録事務の実施)

第三十条 国土交通大臣は、指定登録機関が第二十八条第一項の規定によ
り登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第一項の規定によ
り指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき
、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは
一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めると
きは、第十九条第三項の規定にかかわらず、登録事務の全部又は一部を
自ら行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録事務を行うこととし、又は同

は同項の規定により行つてゐる登録実施事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により登録実施事務を行う場合における登録実施事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(情報の提供)

第三十四条 国土交通大臣は、外客の宿泊に関する利便の増進を図るため、登録ホテル等その他の外客宿泊施設に関し必要な情報を提供するように努めるものとする。

(情報提供事業実施機関の指定)

第三十五条 国土交通大臣は、登録実施機関の登録を受けている法人が次条に規定する事業(以下「情報提供事業」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるときは、その申請により、当該法人を情報提供事業実施機関(以下「情報提供機関」という。)として指定することができる。

(登録実施事務に関して得られた情報の使用)

第三十七条 情報提供機関は、登録実施機関が行う登録実施事務の実施に關して得られた登録ホテル等に関する情報のうち、外客による宿泊施設の選択の利便に資すると認められ、かつ、登録ホテル業等を営む者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものとし

項の規定により行つてゐる登録事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により登録事務を行うこととし、第二十八条第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三十一条 削除

(情報の提供)

第三十四条 国土交通大臣は、外客の宿泊に関する利便の増進を図るため、登録ホテル等に関し必要な情報を提供するように努めるものとする。

(情報提供事業実施機関の指定)

第三十五条 国土交通大臣は、指定登録機関の指定を受けている法人が次条に規定する事業(以下「情報提供事業」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるときは、その申請により、当該法人を情報提供事業実施機関(以下「情報提供機関」という。)として指定することができる。

(登録事務に関して得られた情報の使用)

第三十七条 情報提供機関は、指定登録機関が行う登録事務の実施に關して得られた登録ホテル等に関する情報のうち、外客による宿泊施設の選択の利便に資すると認められ、かつ、登録ホテル業等を営む者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものとして国

て国土交通省令で定める登録ホテル等に関する情報については、これを情報提供事業の用に供するために使用することができる。

(事業計画等)

第三十八条の二 情報提供機関は、毎事業年度、情報提供事業に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 情報提供機関は、毎事業年度、情報提供事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第三十八条の三 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、情報提供機関に対し、情報提供事業に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十九条 国土交通大臣は、情報提供機関の指定を受けている法人が第三十条第一項又は第二項の規定により登録実施機関の登録を取り消されたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、情報提供機関が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報提供事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

士交通省令で定める登録ホテル等に関する情報については、これを情報提供事業の用に供するために使用することができる。

(指定の取消し等)

第三十九条 国土交通大臣は、情報提供機関の指定を受けている法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により指定登録機関の指定を取り消されたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、情報提供機関が次の各号の一に該当するとき
は、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報提供事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 第三十八条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十八条第一項の規定により認可を受けた情報提供事業実施規程によらないで情報提供事業を行ったとき。

五 (略)

3 (略)

(準用規定)

第四十条 第二十二條の規定は、情報提供機関について準用する。この場合において、同条第一項中「登録を」とあるのは「指定を」と、「第二十条第三項第二号から第四号までに掲げる事項及び登録実施事務」とあるのは「情報提供機関の名称及び住所、情報提供事業を行う事務所の所在地並びに情報提供事業」と、同条第二項中「第二十条第三項第二号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「その名称若しくは住所又は情報提供事業を行う事務所の所在地」と読み替えるものとする。

(報告及び検査)

第四十四条 (略)

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録実施機関、情報提供機関又は指定法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

3 (略)

4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録実施機関、情報提供機関又は指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5・6 (略)

三 前条第三項又は次条において準用する第二十七条の規定による命令に違反したとき。

四 前条第一項の規定により認可を受けた情報提供事業実施規程によらないで情報提供事業を行ったとき。

五 (略)

3 (略)

(準用規定)

第四十条 第二十一条、第二十五条及び第二十七条の規定は、情報提供機関について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務」とあるのは「情報提供事業」と、「並びに登録事務」とあるのは「並びに情報提供事業」と、同条第二項、第二十五条及び第二十七条中「登録事務」とあるのは「情報提供事業」と読み替えるものとする。

(報告及び検査)

第四十四条 (略)

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定登録機関、情報提供機関又は指定法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

3 (略)

4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定登録機関、情報提供機関又は指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5・6 (略)

(手数料)

第四十五条 第三十一条第一項の規定により国土交通大臣が行うホテル又は旅館の登録を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(経過措置)

第四十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときはその命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四十七条から第四十九条まで 削除

第五十一条 登録実施機関が第三十条第二項の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした登録実施機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(手数料)

第四十五条 指定登録機関が登録事務を行う場合において、ホテル又は旅館の登録を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を指定登録機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)

第四十六条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(経過措置)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときはその命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四十八条 削除

第四十九条 削除

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を

漏らした者

二 指定登録機関が第二十九条第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定登録機関の役員又は職員

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 五（略）

第五十四条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十八条第一項の規定に違反して登録事務の全部を廃止したとき。

三 四（略）

第五十五条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした情報提供機関又は指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 二（略）

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 五（略）

第五十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録実施機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

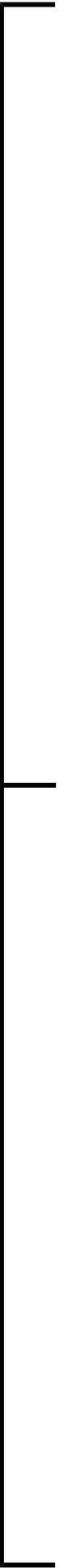
二 第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 四（略）

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした情報提供機関又は指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 二（略）

第五十七条 第二十九条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。



改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 船舶職員

第一節 海技士の免許及び海技士国家試験（第四条—第十六条）

第二節 登録海技免許講習実施機関等（第十七条—第十七条の十九）

第三節 船舶職員の乗組み（第十八条—第二十三条）

第三章 小型船舶操縦者

第一節 小型船舶操縦士の免許及び小型船舶操縦士国家試験（第二十

三条の二—第二十三条の十一）

第二節 小型船舶操縦士試験機関（第二十三条の十二—第二十三条の

二十四）

第三節 登録小型船舶教習実施機関等（第二十三条の二十五—第二十

三条の三十）

第四節 小型船舶操縦者の乗船等（第二十三条の三十一—第二十三条

の三十五）

第五節 小型船舶操縦者の遵守事項等（第二十三条の三十六—第二十

三条の三十八）

第四章 雑則（第二十四条—第二十九条の五）

第五章 罰則（第三十条—第三十三条）

附則

（海技士の免許）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 船舶職員

第一節 海技士の免許及び海技士国家試験（第四条—第十七条）

第二節 船舶職員の乗組み（第十八条—第二十三条）

第三章 小型船舶操縦者

第一節 小型船舶操縦士の免許及び小型船舶操縦士国家試験（第二十

三条の二—第二十三条の十一）

第二節 小型船舶操縦士試験機関（第二十三条の十二—第二十三条の

二十四）

第三節 登録小型船舶教習実施機関等（第二十三条の二十五—第二十三

の二十九）

第四節 小型船舶操縦者の乗船等（第二十三条の三十一—第二十三

条の三十二）

第五節 小型船舶操縦者の遵守事項等（第二十三条の三十六—第二十

三条の三十八）

第四章 雑則（第二十四条—第二十九条の五）

第五章 罰則（第三十条—第三十三条）

附則

（海技士の免許）

第四条 (略)

2 海技免許は、国土交通大臣が行う海技士国家試験（以下「海技試験」という。）に合格し、かつ、その資格に応じ人命救助その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び能力を習得させるための講習（以下「海技免許講習」という。）であつて第十七条及び第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免許講習」という。）の課程を修了した者について行う。

3 (略)

(海技免状の有効期間)

第七条の二 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、前項の規定による海技免状の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が国土交通省令で定める身体適性に関する基準を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときでなければ、海技免状の有効期間の更新をしてはならない。

一・二 (略)

三 その資格に応じ海難防止その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「海技免状更新講習」という。）であつて第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免状更新講習」という。）の課程を修了した者

4・5 (略)

(海技試験の免除)

第四条 (略)

2 海技免許は、国土交通大臣が行う海技士国家試験（以下「海技試験」という。）に合格し、かつ、その資格に応じ人命救助その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び能力を習得させるための講習であつて国土交通大臣が指定するものの課程を修了した者について行う。

3 (略)

(海技免状の有効期間)

第七条の二 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、前項の規定による海技免状の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が国土交通省令で定める身体適性に関する基準を満たし、かつ、次の各号の一に該当する者であると認めるときでなければ、海技免状の有効期間の更新をしてはならない。

一・二 (略)

三 国土交通大臣が指定する講習の課程を修了した者

4・5 (略)

(海技試験の免除)

第十三条の二 第十七条の十八及び第十七条の十九において準用する第十
七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた船舶職員養成施設（
以下「登録船舶職員養成施設」という。）の課程を修了した者について
は、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の全部又は一部を免
除することができる。

2～7 （略）

第二節 登録海技免許講習実施機関等

（海技免許講習の登録）

第十七条 第四条第二項の登録は、海技免許講習を行おうとする者の申請
により行ひ。

（登録の要件等）

第十七条の二 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、別表第
一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲
げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれ
にも適合する者により海技免許講習が行われるものであるときは、その
登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手
続は、国土交通省令で定める。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号
のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せ
られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から

第十三条の二 国土交通大臣が指定した船舶職員養成施設の課程を修了し
た者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の全部
又は一部を免除することができる。

2～7 （略）

第十七条 削除

二年を経過しない者

二 第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録海技免許講習の実施に関する事務（以下「登録海技免許講習事務」という。）を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 | 第四条第二項の登録は、登録海技免許講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録海技免許講習を行う者（以下「登録海技免許講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録海技免許講習の種類

四 登録海技免許講習事務所を行う事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第十七条の三 第四条第二項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2 | 前一条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録海技免許講習事務の実施に係る義務）

第十七条の四 登録海技免許講習実施機関は、公正に、かつ、第十七条の

二第一項に規定する要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により登録海技免許講習事務所を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十七条の五 登録海技免許講習実施機関は、第十七条の二第三項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録海技免許講習事務規程)

第十七条の六 登録海技免許講習実施機関は、登録海技免許講習事務の開始前に、登録海技免許講習事務の実施に関する規程(以下「登録海技免許講習事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録海技免許講習事務規程には、登録海技免許講習の実施方法、登録海技免許講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(登録海技免許講習事務の休廃止)

第十七条の七 登録海技免許講習実施機関は、登録海技免許講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十七条の八 登録海技免許講習実施機関(国又は地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁氣的

方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十一条の四において「財務諸表等」といふ。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録海技免許講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録海技免許講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録海技免許講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第十七条の九 国土交通大臣は、登録海技免許講習が第十七条の二第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録海技免許講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十七条の十 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関が第十七条の四の規定に違反していると認めるときは、その登録海技免許講習実施機関に対し、同条の規定による登録海技免許講習を行うべきこと又は登録海技免許講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十七条の十一 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第二項の登録を取り消し、又は期間を定めて登録海技免許講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十七条の二第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十七条の五から第十七条の七まで、第十七条の八第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十七条の八第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第四条第二項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第十七条の十二 登録海技免許講習実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録海技免許講習事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告等)

第十七条の十三 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限

度において、登録海技免許講習実施機関に対し、登録海技免許講習事務
に
関し報告させ、又はその職員に、登録海技免許講習実施機関の事務所
に立ち入り、登録海技免許講習事務の状況若しくは帳簿書類その他の物
件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 | 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯
し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 | 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた
ものと解釈してはならない。

(国土交通大臣による海技免許講習の実施)

第十七条の十四 国土交通大臣は、登録海技免許講習実施機関がないと
き、第十七条の七の規定による登録海技免許講習事務に関する業務の全
部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十七条の十一の規定
により第四条第二項の登録を取り消し、又は登録海技免許講習実施機関
に対し登録海技免許講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を
命じたとき、登録海技免許講習実施機関が天災その他の事由により登録
海技免許講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難と
なつたとき、その他必要があると認めるときは、海技免許講習の実施に
関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

(公示)

第十七条の十五 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示
しなければならない。

一 第四条第二項の登録をしたとき。

二 第十七条の五の規定による届出があつたとき。

三 第十七条の七の規定による届出があつたとき。

四 第十七条の十一の規定により第四条第二項の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

五 前条の規定により国土交通大臣が海技免許講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた海技免許講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(海技免状更新講習の登録)

第十七条の十六 第七条の二第三項第三号の登録は、海技免状更新講習を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第十七条の十七 第十七条の二及び第十七条の三の規定は海技免状更新講習並びに第七条の二第三項第三号の登録及びその更新について、第十七条の四から第十七条の十五までの規定は登録海技免状更新講習、登録海技免状更新講習を行う者及び登録海技免状更新講習の実施に関する事務について準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「別表第一」とあるのは、「別表第二」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(船舶職員養成施設の登録)

第十七条の十八 第十三条の二第一項の登録は、船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第十七条の十九 第十七条の二及び第十七条の三の規定は船舶職員養成施設

設並びに第十三条の二第一項の登録及びその更新について、第十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五（同条第五号を除く。）の規定は登録船舶職員養成施設、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者及び登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成に関する事務について準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「別表第一」とあるのは、「別表第三」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 船舶職員の乗組み

（操縦免許の取消し等）

第二十三条の七（略）

一（略）

二 第二十三条の三十六の規定に違反する行為（以下この号及び第二十条の三十七第一項において「違反行為」という。）をし、当該違反行為の内容及び回数が国土交通省令で定める基準に該当することとなつたとき。

三（略）

2（略）

（操縦試験の免除）

第二十三条の十 第二十三条の二十五及び第二十三条の二十六の規定により国土交通大臣の登録を受けた小型船舶教習所（以下「登録小型船舶教習所」という。）の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

第二節 船舶職員の乗組み

（操縦免許の取消し等）

第二十三条の七（略）

一（略）

二 第二十三条の三十の規定に違反する行為（以下この号及び第二十一条の三十一第一項において「違反行為」という。）をし、当該違反行為の内容及び回数が国土交通省令で定める基準に該当することとなつたとき。

三（略）

2（略）

（操縦試験の免除）

第二十三条の十 国土交通大臣が指定した小型船舶教習所の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

(準用)

第二十三条の十一 第五条第六項及び第七項並びに第六条第二項の規定は操縦免許について、第七条第二項の規定は小型船舶操縦士免許原簿について、第七条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定は操縦免許証について、第十条第三項及び第十一条の規定は操縦免許の取消し等について、第十五条及び第十六条の規定は操縦試験について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条第二項	第十条第一項	第十条第一項(第二十三条第七項において準用する場合を含む。)
第七条の二第三項	船舶職員	小型船舶操縦者
第三号	職務	業務
	海技免状更新講習	操縦免許証更新講習
	登録海技免状更新講習	登録操縦免許証更新講習
	新講習	
	第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二	第二十三条の二十九及び第二十三条の三十において準用する第二十三条の二十六

(準用)

第二十三条の十一 第五条第六項及び第七項並びに第六条第二項の規定は操縦免許について、第七条第二項の規定は小型船舶操縦士免許原簿について、第七条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定は操縦免許証について、第十条第三項及び第十一条の規定は操縦免許の取消し等について、第十五条及び第十六条の規定は操縦試験について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条第二項	第十条第一項	第十条第一項(第二十三条第七項において準用する場合を含む。)
(略)	(略)	(略)

(略)

(略)

(略)

第三節 登録小型船舶教習実施機関等

(小型船舶教習所の登録)

第二十三条の二十五 第二十三条の十一項の登録は、小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

第二十三条の二十六 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 別表第四の上欄に掲げる小型船舶教習所の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により教習が行われるものであること。

二 前条の規定により登録の申請をした者(以下この号及び次項において「登録申請者」という。)が、小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者(以下この号において「小型船舶関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号(第二十一条ノ二第一項の親会社をいう。))であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行

権を有する社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

八 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2| 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するとき
は、その登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十三条の二十八において準用する第十七条の十一の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習に関する事務（以下「登録小型船舶教習事務」という。）を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3| 第二十三条の十第一項の登録は、登録小型船舶教習所登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を行う者（以下「登録小型船舶教習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録小型船舶教習所の種類

四 登録小型船舶教習事務所を行う事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第二十三条の二十七 第二十三条の十一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前一条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(準用)

第二十三条の二十八 第十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五(同条第五号を除く。)の規定は、登録小型船舶教習所、登録小型船舶教習実施機関及び登録小型船舶教習事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(操縦免許証更新講習の登録)

第二十三条の二十九 第二十三条の十一において準用する第七条の二第三項第三号の登録は、操縦免許証更新講習を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第二十三条の三十 第十七条の四から第十七条の十五までの規定は登録操縦免許証更新講習、登録操縦免許証更新講習を行う者及び登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務について、第二十三条の二十六及び第二十三条の二十七の規定は操縦免許証更新講習並びに第二十三条の十一において準用する第七条の二第三項第三号の登録及びその更新について準用する。この場合において、第二十三条の二十六第一項第一号中「別表第四の上欄に掲げる小型船舶教習所の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表」とあるのは、「別表第

五の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 小型船舶操縦者の乗船等

(小型船舶操縦者の乗船に関する基準)

第二十三条の三十一 (略)

2 (略)

(乗船基準の特例)

第二十三条の三十二 (略)

2 (略)

(小型船舶操縦士がなることができる小型船舶操縦者)

第二十三条の三十三 (略)

第二十三条の三十四 船舶所有者が第二十三条の三十二第一項の規定により国土交通大臣の許可を受けた場合には、同条第二項の規定により指定された資格を有する小型船舶操縦士は、前条の規定にかかわらず、当該小型船舶において小型船舶操縦士として乗船することができる。

(小型船舶操縦者以外の乗船)

第二十三条の三十五 (略)

2・3 (略)

第五節 小型船舶操縦者の遵守事項等

第三節 小型船舶操縦者の乗船等

(小型船舶操縦者の乗船に関する基準)

第二十三条の二十五 (略)

2 (略)

(乗船基準の特例)

第二十三条の二十六 (略)

2 (略)

(小型船舶操縦士がなることができる小型船舶操縦者)

第二十三条の二十七 (略)

第二十三条の二十八 船舶所有者が第二十三条の二十六第一項の規定により国土交通大臣の許可を受けた場合には、同条第二項の規定により指定された資格を有する小型船舶操縦士は、前条の規定にかかわらず、当該小型船舶において小型船舶操縦士として乗船することができる。

(小型船舶操縦者以外の乗船)

第二十三条の二十九 (略)

2・3 (略)

第四節 小型船舶操縦者の遵守事項等

(小型船舶操縦者の遵守事項)

第二十三条の三十六 (略)

2~5 (略)

(再教育講習)

第二十三条の三十七 (略)

2~4 (略)

(海上保安官又は警察官による通知)

第二十三条の三十八 海上保安官又は警察官は、第二十三条の三十六の規定に違反する事実があつたことを知つたときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

(航行の差止め)

第二十四条 国土交通大臣は、第十八条、第二十一条、第二十三条の三十一第一項、第二十三条の三十三若しくは第二十三条の三十五第一項若しくは第三項の規定又は第十九条第三項の規定による命令に違反する事実があると認める場合において、船舶の航行の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、当該船舶の入港すべき港を指定するものとする。

2 (略)

(手数料)

(小型船舶操縦者の遵守事項)

第二十三条の三十 (略)

2~5 (略)

(再教育講習)

第二十三条の三十一 (略)

2~4 (略)

(海上保安官又は警察官による通知)

第二十三条の三十二 海上保安官又は警察官は、第二十三条の三十の規定に違反する事実があつたことを知つたときは、その事実を国土交通大臣に通知することができる。

(航行の差止め)

第二十四条 国土交通大臣は、第十八条、第二十一条、第二十三条の三十一第一項、第二十三条の二十七若しくは第二十三条の二十九第一項若しくは第三項の規定又は第十九条第三項の規定による命令に違反する事実があると認める場合において、船舶の航行の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、当該船舶の入港すべき港を指定するものとする。

2 (略)

(手数料)

第二十六条 海技試験若しくは操縦免許証更新講習、海技免許講習、海技免状若しくは操縦免許証更新講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者、海技免状若しくは操縦免許証の有効期間の更新を申請する者、海技免状若しくは操縦免許証の再交付を申請する者、海技免許若しくは操縦免許について付されている限定の変更若しくは解除を申請する者、操縦免許若しくは小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者、第二十三条第一項の承認を申請する者、承認証の再交付を申請する者又は締約国資格受有者承認原簿に登録された事項の変更を申請する者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手料を国（指定試験機関の行う操縦試験を受ける者にあつては、指定試験機関）に納めなければならない。

2 (略)

(報告等)

第二十九条の二 (略)

2 第二十七条の十三第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(外国船舶の監督)

第二十九条の三 (略)

2 5 (略)

6 第二十七条の十三第二項及び第三項の規定は第一項の場合について、第二十四条第二項の規定は第四項の場合について準用する。この場合において、第二十七条の十三第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十九条の三第一項」と、第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第二十九条の三第四項」と、「同項に規定する事実

第二十六条 海技試験若しくは操縦試験を受ける者、海技免状若しくは操縦免許証の有効期間の更新を申請する者、海技免状若しくは操縦免許証の再交付を申請する者、海技免状若しくは操縦免許について付されている限定の変更若しくは解除を申請する者、操縦免許若しくは小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者、第二十三条第一項の承認を申請する者、承認証の再交付を申請する者又は締約国資格受有者承認原簿に登録された事項の変更を申請する者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手料を国（指定試験機関の行う操縦試験を受ける者にあつては、指定試験機関）に納めなければならない。

2 (略)

(報告等)

第二十九条の二 (略)

2 第二十三条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(外国船舶の監督)

第二十九条の三 (略)

2 5 (略)

6 第二十三条の二十一第二項及び第三項の規定は第一項の場合について、第二十四条第二項の規定は第四項の場合について準用する。この場合において、第二十三条の二十一第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十九条の三第一項」と、第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第二十九条の三第四項」と、「同項に規定

がなくなつた」とあるのは「同条第一項各号のいずれかに定める要件を満たす乗組員が乗り組んだ」と読み替えるものとする。

第三十条 次各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条の十一（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した登録海技免許講習実施機関、登録海技免状更新講習を行う者、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者、登録小型船舶教習実施機関又は登録操縦免許証更新講習を行う者（第三十一条の三において「登録海技免許講習実施機関等」という。）の役員又は職員

二 第二十三条の二十三第一項の規定による業務の停止の命令に違反した指定試験機関の役員又は職員

第三十条の三 次各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条、第二十三条の三十一第一項又は第二十三条の三十五第一項の規定に違反した者

二 四（略）

第三十一条 次各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条、第二十三条の三十三又は第二十三条の三十五第三項の規定に違反した者

二 四（略）

する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一項各号のいずれかに定める要件を満たす乗組員が乗り組んだ」と読み替えるものとする。

第三十条 第二十三条の二十三第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条の三 次各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条、第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の二十九第一項の規定に違反した者

二 四（略）

第三十一条 次各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条、第二十三条の二十七又は第二十三条の二十九第三項の規定に違反した者

二 四（略）

第三十一条の三 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録海技免許講習実施機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の七（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十七条の十三第一項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）以下この号及び次項において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条の十三第一項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 | 第十七条の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の四 第十七条の八第一項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十七条の八第二項各号（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

別表第一（第十七条の一関係）

海技免許講習	施設及び設備	条件
一 レーダー 二 観測者講習 三 観測者講習室 四 海図及び海図用具	一 講義室 二 レーダー実習室 三 レーダー 四 海図及び海図用具	一 二十歳以上であること。 二 過去二年間に登録海技免許講習事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 三 三級海技士（航海）の資格若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。 四 電波法第四十条に規定する海上特殊無線技士の資格を有する者であること。
二 レーダー 一・自動衝突予防援助装置シミュレ 二 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレ 三 プロテクト 四 プロッティ 五 グラフ用具	一 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレ 二 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレ 三 プロテクト 四 プロッティ 五 グラフ用具	一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に
三 救命講習	一 講義室	一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に

<p>習、機関 救命講習</p>	<p>二 救命器具 三 信号装置 四 進水装置 五 国際信号旗 六 国際信号書 七 危険物による事故の際の 応急医療の手 引書その他の 書籍</p>	<p>四 消火講習</p> <p>一 講義室 二 実習場又は 練習船 三 持運び式非 常ポンプ又は 消火栓 四 消火ホース 、ノズル及び 水噴霧放射器 五 泡消火器、 炭酸ガス消火 器及び粉末消 火器 六 呼吸具、可 燃性ガス検定</p>
<p>掲げる条件に適合する者であること。</p> <p>二 三級海技士（航海）若しくは三級海 技士（機関）の資格若しくはこれらよ り上級の資格についての免許を有する 者であつて当該免許を受けた後一年以 上船舶職員として船舶に乗り組んだ履 歴を有するもの又はこれと同等以上の 能力を有する者であること。</p>		

<p>六 上級機 関英語講 習、機関 英語講習</p>	<p>五 上級航 海英語講 習、航海 英語講習</p>	<p>器及び安全灯</p>
<p>一 講義室 二 語学練習装 置又は視聴覚 教材を使用す るために必要 な設備 三 機関業務に 関する英会話</p>	<p>一 講義室 二 語学練習装 置又は視聴覚 教材を使用す るために必要 な設備 三 国際海事機 関の標準海事 通信用語に関 する会話を録 音した視聴覚 教材</p>	<p>器及び安全灯</p>
<p>一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に 掲げる条件に適合する者であること。 二 次のいずれかの条件を満たす者であ ること。 イ 三級海技士（機関）の資格又はこ れより上級の資格についての免許を 有する者であつて当該免許を受けた 後一年以上船舶職員として船舶に乗</p>	<p>一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に 掲げる条件に適合する者であること。 二 次のいずれかの条件を満たす者であ ること。 イ 三級海技士（航海）の資格又はこ れより上級の資格についての免許を 有する者であつて当該免許を受けた 後一年以上船舶職員として船舶に乗 り組んだ履歴を有するもの ロ 教育職員免許法（昭和二十四年法 律第四百七十七号）第四条に規定する 免許状（英語に係るものに限る。） を有する者 ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の 能力を有する者</p>	<p>器及び安全灯</p>

	を録音した視 聴覚教材	
		<ul style="list-style-type: none"> り組んだ履歴を有するもの ロ 教育職員免許法第四条に規定する免許状（英語に係るものに限る。）を有する者 ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

備考

- 一 「レーダー観測者講習」とは、レーダー映像の判読その他のレーダーによる衝突防止に関する知識及び能力を習得させるための講習（レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習を除く。）をいう。
- 二 「レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習」とは、レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータを使用して行うレーダープロットイングその他のレーダー又は自動衝突予防援助装置による衝突防止に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 三 「救命講習」とは、海難発生時における措置、救命設備その他の救命に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 四 「機関救命講習」とは、海難発生時における機関部における措置、救命設備その他の救命に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 五 「消火講習」とは、火災の化学的性質、消火設備その他の消火に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 六 「上級航海英語講習」とは、甲板部において使用される海事に関する英語に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 七 「航海英語講習」とは、甲板部において使用される海事に関する基礎的な英語に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。

- 八 「上級機関英語講習」とは、機関部において使用される海事に関する英語に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 九 「機関英語講習」とは、機関部において使用される海事に関する基礎的な英語に関する知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 十 上欄三の項中欄第四号及び第五号の設備は、視聴覚教材をもつてこれらの設備に代えることができる。
- 十一 機関救命講習にあつては、上欄三の項中欄第五号の設備を要しない。

別表第二（第十七条の十七関係）

海技免状更新講習	施設及び設備	条件
一 上級航海更新講習	一 講義室 二 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材 一 海上における事故及び災害の防止に関すること。 二 最新の船舶技術に関する	一 二十歳以上であること。 二 過去二年間に登録海技免状更新講習の実施に関する事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 三 一級海技士（航海）の資格について の免許を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

備考

二 航海更 新講習	八 最新の海 事法令に關 すること。 三 視聴覚教材 を使用するた めに必要な設 備	一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に 掲げる条件に適合する者であること。 二 三級海技士（航海）の資格について の免許を有する者又はこれと同等以上 の能力を有する者であること。
三 上級機 関更新講 習	備	一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に 掲げる条件に適合する者であること。 二 一級海技士（機関）の資格について の免許を有する者又はこれと同等以上 の能力を有する者であること。
四 機関更 新講習		一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に 掲げる条件に適合する者であること。 二 三級海技士（機関）の資格について の免許を有する者又はこれと同等以上 の能力を有する者であること。
五 通信更 新講習		一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に 掲げる条件に適合する者であること。 二 一級海技士（通信）の資格について の免許を有する者又はこれと同等以上 の能力を有する者であること。

- 一 「上級航海更新講習」とは、甲板部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 二 「航海更新講習」とは、甲板部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な基礎的事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 三 「上級機関更新講習」とは、機関部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 四 「機関更新講習」とは、機関部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な基礎的事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。
- 五 「通信更新講習」とは、無線部の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習をいう。

別表第三（第十七条の十九関係）

船舶職員 養成施設	施設及び設備	条 件
一 三級海 技士（航 海）養成 施設、四 級海技士	一 講義室 二 航海実習室 その他航海に 関する実習に 必要な実習室	一 二十歳以上であること。 二 過去二年間に船舶職員養成施設にお ける船舶職員の養成に関する事務に関 し不正な行為を行った者又はこの法律 若しくはこの法律に基づき命令に違反

<p>(航海) 養成施設 五級海 技士(航 海)養成 施設、六 級海技士 (航海) 養成施設</p>	<p>三 実習用船舶 四 航海計器 五 水路図誌 六 操舵装置、 係船設備その 他の船舶設備 七 甲板作業用 具 八 検知器具及 び保護具 九 船灯及び航 海灯シミュレ ータ 十 公用及び船 用航海日誌 十一 気象及び 海象の観測用 計器 十二 天気図 十三 教育に必 要な模型、掛 図、書籍その 他の教材</p>	<p>し、罰金以上の刑に処せられ、その執 行を終わり、若しくは執行を受けるこ とがなくなつた日から二年を経過しな い者でないこと。 三 その養成のための海技士(航海)の 資格(六級海技士(航海)養成施設に あつては五級海技士(航海)の資格) 若しくはこれより上級の資格について の免許を有する者であつて当該免許を 受けた後一年以上船舶職員として船舶 に乗り組んだ履歴を有するもの又はこ れと同等以上の能力を有する者である こと。</p>
<p>二 三級海 技士(機</p>	<p>一 講義室 二 機関実習室</p>	<p>一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に 掲げる条件に適合する者であること。</p>

<p>養成施設 (機関)</p>	<p>その他機関に 関する実習に 必要な実習室</p>	<p>二 その養成のための海技士(機関)の 資格(六級海技士(機関)養成施設に あつては五級海技士(機関)の資格)</p>
<p>養成施設 (機関)</p>	<p>三 実習用船舶</p>	<p>若しくはこれより上級の資格について</p>
<p>養成施設 、五級海 技士(機 関)養成 施設、六 級海技士 (機関)</p>	<p>四 主機及びそ の附属装置(その養成を目的とする海技士(機関)に係る機関限定の有無及び内容に応じた種類の機関に限る。)</p>	<p>の免許を有する者であつて当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。</p>
<p>五 動力伝達装置及び軸系</p>	<p>六 ボイラ及びその附属装置</p>	
<p>七 補機及び管装置</p>	<p>八 甲板機械</p>	
<p>九 工具及び測定器</p>	<p>十 電気設備</p>	
<p>十一 自動制御装置</p>		

	<p>十二 教育に必要な模型、掛図、書籍その他の教材</p>	
--	--------------------------------	--

備考

一 「三級海技士（航海）養成施設」、「四級海技士（航海）養成施設」、「五級海技士（航海）養成施設」及び「六級海技士（航海）養成施設」とは、それぞれ三級海技士（航海）、四級海技士（航海）、五級海技士（航海）及び六級海技士（航海）の養成を行うための船舶職員養成施設をいう。

二 「三級海技士（機関）養成施設」、「四級海技士（機関）養成施設」、「五級海技士（機関）養成施設」及び「六級海技士（機関）養成施設」とは、それぞれ三級海技士（機関）、四級海技士（機関）、五級海技士（機関）及び六級海技士（機関）の養成を行うための船舶職員養成施設をいう。

三 上欄一の項中欄第六号及び第九号の設備並びに上欄二の項中欄第五号及び第八号の設備は、模型、掛図その他これらに類するものをもつてこれらの設備に代えることができる。

四 その養成のための海技士の資格に係る海技試験について第十四条第一項に規定する乗船履歴を有する者（修了時において当該海技試験について当該乗船履歴を有することとなる者を含む。）を対象とする船舶職員養成施設にあつては、上欄一の項中欄第三号の施設及び上欄二の項中欄第三号の施設を要しない。

五 機関当直限定をした海技士（機関）の養成を行うための船舶職員養成施設にあつては、上欄二の項中欄第九号の設備を要しない。

別表第四（第二十三条の二十六関係）

小型船舶 教習所	施設及び設備	条 件
一 一級小型船舶操縦士教習所、二級小型船舶操縦士教習所	一 講義室 二 実習水域（実習期間中においては、原則として占用することができ、上欄二の項において同じ。） 三 実習用小型船舶（その教習を行うための小型船舶操縦士に係る技能限定の有無及び内容に応じたものに限る。）	一 二十歳以上であること。 二 過去二年間に登録小型船舶教習事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 三 一級小型船舶操縦士の資格についての免許（技能限定がされていないものに限る。）を有する者であつて三月以上小型船舶操縦者として小型船舶（特殊小型船舶を除く。）に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。
四 水路図誌		

	<p>五 航海計器</p> <p>六 操舵設備、 係船設備及び 航海用具</p> <p>七 救命器具</p> <p>八 信号装置</p> <p>九 国際信号旗</p> <p>十 教育に必要な 模型、掛図、 書籍その他の 教材</p>	
<p>二 特殊小 型船舶操 縦土教習 所</p>	<p>一 講義室</p> <p>二 実習水域</p> <p>三 実習用特殊 小型船舶</p> <p>四 救命器具</p> <p>五 教育に必要な 模型、掛図、 書籍その他の 教材</p>	<p>一 上欄一の項下欄第一号及び第二号に掲げる条件に適合する者であること。</p> <p>二 特殊小型船舶操縦士の資格についての免許（技能限定がされていないものに限る。）を有する者であつて三月以上小型船舶操縦者として特殊小型船舶に乗船した経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。</p>

備考

一 「一級小型船舶操縦土教習所」、「二級小型船舶操縦土教習所」及び「特殊小型船舶操縦土教習所」とは、それぞれ一級小型船舶操縦土、二級小型船舶操縦土及び特殊小型船舶操縦土の教習を行うための小

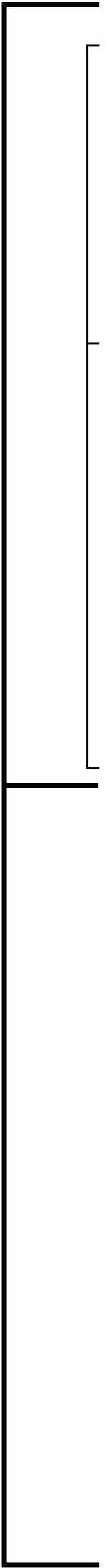
型船舶教習所をいう。

二 上欄一の項中欄第六号から第九号までの設備及び上欄二の項中欄第四号の設備は、模型、掛図その他これらに類するものをもつてこれらの設備に代えることができる。

三 その教習のための小型船舶操縦士の資格に係る操縦試験について第二十三条の第十五項の国土交通省令で定める乗船履歴を有する者を対象とする小型船舶教習所にあつては、上欄一の項中欄第一号及び第二号の施設を要しない。

別表第五（第二十三条の三十関係）

施設及び設備	条件
<p>一 講義室</p> <p>二 次に掲げる事項を内容とした視聴覚教材</p> <p>イ 海上における事故及び災害の防止に関すること。</p> <p>ロ 小型船舶操縦者の遵守事項に関すること。</p> <p>ハ 最新の海事法令に関すること。</p> <p>三 視聴覚教材を使用するために必要な設備</p>	<p>一 二十歳以上であること。</p> <p>二 過去二年間に登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。</p> <p>三 一級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士の資格についての免許（技能限定がされていないものに限る。）を有する者であること。</p>



改 正 案

現 行

（観測に使用する気象測器）

（観測に使用する気象測器）

第九条 第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つて
しなければならぬ気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定
により船舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の規定により許可
を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、
正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（
材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして別表の上
欄に掲げるものは、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定により気
象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格したものでなければ、使用
してはならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省
令で定めるものは、この限りでない。

第九条 第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つて
しなければならぬ気象の観測に用いる気象測器、第七条第一項の規定
により船舶に備え付ける気象測器又は第十七条第一項の規定により許可
を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、
正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造（
材料の性質を含む。）及び性能を有する必要があるものとして政令で定
めるものは、第二十七条の検定に合格したものでなければ、使用しては
ならない。ただし、特殊の種類又は構造の気象測器で国土交通省令で定
めるものは、この限りでない。

第五章 検定

第五章 検定

第二十七条 削除

（検定）

第二十七条 気象庁長官は、第九条の政令で定める気象測器について、こ
の章の定めるところにより、検定を行う。

（合格基準等）

（合格基準等）

第二十八条 第九条の登録を受けた者（以下「登録検定機関」という。）
は、別表の上欄に掲げる気象測器について、検定の申請があつたときは
、その気象測器が次の各号に適合するかどうかについて検査し、適合す

第二十八条 気象庁長官は、検定の申請があつたときは、その気象測器が
次の各号に適合するかどうかについて検査し、適合すると認めるときは
、合格の検定をしなければならない。

ると認めるときは、合格の検定をしなければならない。

一・二 (略)

2 登録検定機関は、第三十二条第一項の型式証明を受けた型式の気象測器について、前項の検査を行う場合には、同項第一号に適合するかどうかの検査を行わないことができる。

3 (略)

(検定証印及び検定証書)

第二十九条 検定に合格した気象測器には、国土交通省令の定めるところにより、検定証印を付する。ただし、その構造上検定証印を付することが困難な気象測器であつて、国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

2 気象測器が検定に合格したときは、登録検定機関は、検定を申請した者に対し、検定証書を交付しなければならない。

(登録)

第三十二条の三 第九条の登録は、気象測器の検定の実施に関する事務

以下「検定事務」という。() を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

一・二 (略)

2 気象庁長官は、第三十二条第一項の型式証明を受けた型式の気象測器について、前項の検査を行う場合には、同項第一号に適合するかどうかの検査を行わないことができる。

3 (略)

(検定証印及び検定証書)

第二十九条 検定に合格した気象測器には、国土交通省令の定めるところにより、検定証印を附する。但し、その構造上検定証印を附し難い気象測器であつて、国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

2 気象測器が検定に合格したときは、気象庁長官は、検定を申請した者に対し、検定証書を交付しなければならない。

(指定検定機関の指定等)

第三十二条の三 気象庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定検定機関」という。) に、第二十七条の検定の実施に関する事務(以下「検定事務」という。) の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定検定機関の指定は、検定事務を行おうとする者の申請により行う。

3 気象庁長官は、指定検定機関の指定をしたときは、当該指定検定機関が行う検定事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第三十二条の四 気象庁長官は、前条の規定により登録を申請した者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要の手続は、国土交通省令で定める。

一 別表の上欄に掲げる気象測器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる測定器（気象庁長官による校正又は計量法（平成四年法律第五十一号）第三百三十五条若しくは第四百四十四条の規定に基づく校正を受けているものに限る。）及び設備を使用して検定事務を行うものであること。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定事務を実施し、その人数が検定事務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した後、三年以上気象測器の検定の実務に従事した経験を有する者であること。

ロ イに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

三 登録申請者が、第九条に規定する気象測器の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号及び第三十二条の十第二項において「気象測器製造業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、気象測器製造業者等がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）（第二十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行

第三十二条の四 気象庁長官は、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定検定機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、検定事務の実施の方法その他の事項についての検定事務の実施に関する計画が検定事務の適正かつ確実な実施のために適切なるものであること。

二 前号の検定事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員の構成が検定事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、検定事務が不公正になるおそれがないものとして、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

五 その指定をすることによつて当該申請に係る検定事務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

権を有する社員）に占める気象測器製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該気象測器製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

八 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、気象測器製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該気象測器製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 気象庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 第三十二条の十三第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
- 三 (略)

3 登録は、登録検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録検定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録検定機関が検定事務を行う事務所の所在地
- 四 登録検定機関の行う検定の範囲
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の公示等)

第三十二条の五 気象庁長官は、第九条の登録をしたときは、前条第三項第二号から第五号までに掲げる事項及び検定事務の開始の日を公示しなければならぬ。

2 気象庁長官は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定検定機関の指定をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 第三十二条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
- 三 (略)

(指定の公示)

第三十二条の五 気象庁長官は、指定検定機関の指定をしたときは、指定検定機関の名称及び住所、検定事務を行う事務所の所在地、検定事務の開始の日並びに指定検定機関の行う検定の範囲を公示しなければならぬ。

2 登録検定機関は、前条第三項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

3 気象庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)

第三十二条の六 第九条の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2 第三十二条の三及び第三十二条の四の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(検定の義務)

第三十二条の七 登録検定機関は、検定の申請があつたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定を行わなければならない。

2 登録検定機関は、別表の下欄に掲げる測定器について、国土交通省令で定める期間ごとに、気象庁長官による校正又は計量法第百三十五条若しくは第百四十四条の規定に基づく校正を受けなければならない。

3 前項に規定するもののほか、登録検定機関は、公正に、かつ、第三十二条の四第一項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により検定を行わなければならない。

(検定事務規程)

第三十二条の八 登録検定機関は、検定事務に関する規程（以下「検定事

第三十二条の六 指定検定機関の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2 第三十二条の三及び第三十二条の四の規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(検定の義務等)

第三十二条の七 指定検定機関は、検定の申請があつたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定を行わなければならない。

2 指定検定機関は、検定を行うときは、第三十二条の二第一項第一号に規定する設備であつて同号に規定する校正を受けたものを使用し、かつ、国土交通省令で定める要件を備える者（以下「検定員」という。）にその検定を実施させなければならない。

(検定員の選任及び解任)

第三十二条の八 指定検定機関は、検定員を選任し、又は解任したときは

務規程」という。)を定め、検定事務の開始前に、気象庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2| 検定事務規程には、検定事務の実施方法、検定に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(検定事務の休廃止)

第三十二条の九 登録検定機関は、検定事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

- 2| 気象庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十二条の十 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営

、遅滞なく、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

- 2| 気象庁長官は、指定検定機関の検定員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第三十二条の十三において準用する第二十四条の十一第一項の検定事務規程に違反したとき、又は検定事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定検定機関に対し、その検定員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十二条の九 指定検定機関は、毎事業年度、検定事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、気象庁長官に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(検定事務の休廃止)

第三十二条の十 指定検定機関は、検定事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。

- 2| 前項の規定により検定事務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、その届出に係る指定は、その効力を失つ。
- 3| 気象庁長官は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2| 気象測器製造業者等その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第三十二条の十一 気象庁長官は、登録検定機関が第三十二条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第三十二条の十二 気象庁長官は、登録検定機関が第三十二条の七の規定に違反していると認めるときは、その登録検定機関に対し、同条の規定による検定事務を行うべきこと又は検定の方法その他の業務の方法の改善に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十二条の十三 気象庁長官は、登録検定機関が第三十二条の四第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならぬ。

2 気象庁長官は、登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十二条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二 第三十二条の五第二項、第三十二条の八、第三十二条の九第一項、第三十二条の十第一項又は第三十二条の十五において準用する第二十四条の十三の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第三十二条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により第九条の登録を受けたとき。

3 気象庁長官は、第一項若しくは前項の規定により第九条の登録を取り消し、又は同項の規定により検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十二条の十一 気象庁長官は、指定検定機関が第三十二条の四第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 気象庁長官は、指定検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十二条の四第一項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二 第三十二条の八第二項又は第三十二条の十三において準用する第二十四条の十一第二項若しくは第二十四条の十四の規定による命令に違反したとき。

三 第三十二条の十三において準用する第二十四条の十一第一項の規定により認可を受けた検定事務規程によらないで検定事務を行ったとき。

四 不正な手段により指定を受けたとき。

3 気象庁長官は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(気象庁長官による検定事務の実施)

第三十二条の十四 気象庁長官は、第九条の登録を受けた者がいないとき、登録検定機関から第三十二条の九第一項の規定による検定事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条第一項若しくは第二項の規定により第九条の登録を取り消し、又は同項の規定により登録検定機関に対し検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録検定機関が天災その他の事由により検定事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、検定事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 (略)

3 気象庁長官が、第一項の規定により検定事務の全部又は一部を行うこととした場合における検定事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(気象庁長官による検定事務の実施)

第三十二条の十二 気象庁長官は、指定検定機関から第三十二条の十一第一項の規定による検定事務の全部若しくは一部の休止の届出があつたとき、前条第二項の規定により指定検定機関に対し検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定検定機関が天災その他の事由により検定事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第三十二条の三第三項の規定にかかわらず、検定事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 (略)

3 気象庁長官が、第一項の規定により検定事務の全部若しくは一部を行うこととし、指定検定機関から第三十二条の十一第一項の規定による検定事務の全部若しくは一部の廃止の届出があり、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における検定事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(準用規定)

第三十二条の十三 第二十四条の七第二項及び第三項、第二十四条の十第二項、第二十四条の十一、第二十四条の十二第二項、第二十四条の十三並びに第二十四条の十四の規定は、指定検定機関について準用する。この場合において、第二十四条の七第二項、第二十四条の十第二項、第二十四条の十一、第二十四条の十二第二項、第二十四条の十三及び第二十四条の十四中「試験事務」とあるのは「検定事務」と、第二十四条の十第二項中「試験員」とあるのは「検定員」と、第二十四条の十一(見出しを含む。)中「試験事務規程」とあるのは「検定事務規程」と読み替

えるものとする。

(不服申立ての制限等)

第三十二条の十四 気象測器の検定の結果については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

2 指定検定機関が行う検定事務に係る処分（検定の結果を除く。）又はその不作為については、気象庁長官に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(準用規定)

第三十二条の十五 第二十四条の十三の規定は、登録検定機関について準用する。この場合において、同条中「試験事務」とあるのは、「検定事務」と読み替えるものとする。

(型式証明手数料等)

第三十二条 第三十二条第一項の型式証明、第三十二条の二第一項の認定、同項第二号、第三十二条の四第一項第一号若しくは第三十二条の七第二項の気象庁長官による校正又は第三十二条の十四第一項の規定により気象庁長官が行う検定を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(実施細目)

第三十四条 検定証印の様式、検定証書及び型式証明書の様式及び再交付その他検定及び型式証明並びに認定測定者及び登録検定機関に関する細

(検定手数料等)

第三十三条 第二十七条の検定、第三十二条第一項の型式証明、第三十二条の二第一項の認定又は同項第二号の気象庁長官による校正を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（指定検定機関が行う検定を受けようとする者にあつては、指定検定機関）に納めなければならない。

2 前項の規定により指定検定機関に納められた手数料は、指定検定機関の収入とする。

(実施細目)

第三十四条 検定証印の様式、検定証書及び型式証明書の様式及び再交付その他検定及び型式証明並びに認定測定者及び指定検定機関に関する細

目的事項は、国土交通省令で定める。

(報告及び検査)

第四十一条 (略)

2 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関、センター又は登録検定機関に対し、その業務に関し、報告させることができる。

3・4 (略)

5 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関、センター又は登録検定機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6・7 (略)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜三 (略)

四 登録検定機関が第三十二条の十三第二項の規定による検定事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした登録検定機関の役員又は職員

第四十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関、センター又は登録検定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の十三(第三十二条の十五)において準用する場合を含む()の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは

目的事項は、国土交通省令で定める。

(報告及び検査)

第四十一条 (略)

2 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関、センター又は指定検定機関に対し、その業務に関し、報告させることができる。

3・4 (略)

5 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関、センター又は指定検定機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6・7 (略)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜三 (略)

四 指定検定機関が第三十二条の十一第二項の規定による検定事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定検定機関の役員又は職員

第四十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関、センター又は指定検定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の十三(第三十二条の十三)において準用する場合を含む()の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは

帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

- 二 (略)
- 三 第三十二条の九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四・五 (略)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十二条(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十二条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

別表(第九条、第二十八条、第三十二条の四、第三十二条の七関係)

気象測器		測定器及び設備	
温度計	測定器	電気式温度計	
	設備	恒温検査槽	
気圧計	測定器	電気式気圧計	
	設備	圧力検査装置	

帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

- 二 (略)
- 三 第三十二条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四・五 (略)

第五十条 第二十二条(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)

()の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

雪量計	雨量計	日射計		風速計		湿度計
測定器	測定器	測定器	設備	測定器	設備	測定器
長さ計	ピユレット	電気式日射計	風洞	超音波式風速計 ピトー管 差圧計	湿度検査槽	通風型乾湿計、電気式湿度計 又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計

改 正 案

現 行

<p>（試験） 第十六条 都道府県知事は、国土交通省令の定めるところにより、宅地建物取引主任者資格試験（以下「試験」という。）を行わなければならない。 2 試験は、宅地建物取引業に関して、必要な知識について行う。 3 第十七条の三から第十七条の五までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が国土交通省令で定めるところにより行う講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、試験の一部を免除する。</p> <p>第十六条の十三（略） 2（略） （削除）</p> <p>3 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（試験） 第十六条 都道府県知事は、国土交通省令の定めるところにより、宅地建物取引主任者資格試験（以下「試験」という。）を行わなければならない。 2 試験は、宅地建物取引業に関して、必要な知識について行なう。 3 国土交通大臣が指定する者が国土交通省令で定めるところにより行う講習の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、試験の一部を免除する。</p> <p>第十六条の十三（略） 2（略） 3 第一項の規定は、第十六条第三項の指定を受けた者について準用する。 。この場合において、第一項中「試験事務」とあるのは、「講習の業務」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 （略）</p>
--	---

(登録講習機関の登録)

第十七条の三 第十六条第三項の登録は、登録講習の実施に関する業務(以下「講習業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、第十六条第三項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第十七条の十四の規定により第十六条第三項の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、講習業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第十七条の五 国土交通大臣は、第十七条の三の規定により登録を申請した者の行う登録講習が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 | 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 三 登録講習機関が講習業務を行う事務所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第十七条の六 第十六条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習業務の実施に係る義務)

第十七条の七 登録講習機関は、公正に、かつ、第十七条の五第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習業務を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十七条の八 登録講習機関は、第十七条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習業務規程)

第十七条の九 登録講習機関は、講習業務に関する規程（以下「講習業務規程」という。）を定め、講習業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習業務規程には、登録講習の実施方法、登録講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかななければならない。

(業務の休廃止)

第十七条の十 登録講習機関は、講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十七条の十一 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第八十五条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2| 登録講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通

省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第十七条の十二 国土交通大臣は、登録講習機関が第十七条の五第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十七条の十三 国土交通大臣は、登録講習機関が第十七条の七の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習業務を行うべきこと又は登録講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十七条の十四 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十七条の八から第十七条の十まで、第十七条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十七条の十一第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十六条第三項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第十七条の十五 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第十七条の十六 国土交通大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、講習業務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十七条の十七 国土交通大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、講習業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公示)

第十七条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十六条第三項の登録をしたとき。
- 二 第十七条の八の規定による届出があつたとき。

三 第十七条の十の規定による届出があつたとき。

四 第十七条の十四の規定により第十六条第三項の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。

(取引主任者の登録)

第十八条 (略)

(国土交通省令への委任)

第二十四条 この章に定めるもののほか、試験、登録講習、登録講習機関、指定試験機関、第十八条第一項の登録、その移転及び取引主任者証に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第八十条の三 第十六条の十五第二項又は第十七条の十四の規定による試験事務又は講習業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は登録講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 七 (略)

2 (略)

第八十三条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は登録講習機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の十一又は第十七条の十五の規定に違反して帳簿を備えず

(登録)

第十八条 (略)

(国土交通省令への委任)

第二十四条 この章に定めるもののほか、試験、第十六条第三項の指定、指定試験機関、第十八条第一項の登録、その移転及び取引主任者証に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第八十条の三 第十六条の十五第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 七 (略)

2 (略)

第八十三条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は第十六条第三項の指定を受けた者の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の十一の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、

、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第十六条の十三第一項若しくは第二項又は第十七条の十六の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで試験事務の全部を廃止し、又は第十七条の十の規定による届出をしないで講習業務の全部を廃止したとき。

第八十五条の二 第十七条の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

別表（第十七条の五関係）

科目	講師
一 この法律その他関係法令に関する科目	一 弁護士
二 宅地及び建物の取引に係る紛争の防止に関する科目	二 取引主任者であつて、取引主任者として宅地建物取引業に従事した経験を有する者
	三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第十六条の十三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十六条の十四第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

（新設）

<p>三 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に關する科目</p> <p>四 宅地及び建物の需給に關する科目</p> <p>五 宅地及び建物の調査に關する科目</p>	<p>一 不動産鑑定士</p> <p>二 取引主任者であつて、取引主任者として宅地建物取引業に従事した経験を有する者</p> <p>三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>六 宅地及び建物の取引に係る税務に關する科目</p>	<p>一 税理士</p> <p>二 取引主任者であつて、取引主任者として宅地建物取引業に従事した経験を有する者</p> <p>三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 船舶からの油の排出の規制（第四条—第九条）

第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等

第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制（第九条の二—第九

条の六）

第二節 登録確認機関（第九条の七—第九条の二十二）

第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制（第十条—第十七条）

第三章の二 船舶の海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書の

検査等（第十七条の二—第十七条の二十）

第四章 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十八

条—第十九条の二の二）

第四章の二 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物

の焼却の規制（第十九条の二の三—第十九条の十一）

第五章 廃油処理事業等（第二十条—第三十七条）

第六章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置（第三十八条—第四十二条

の十二）

第七章 雑則（第四十三条—第五十四条）

第八章 罰則（第五十四条の二—第六十四条）

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第六十五条—第

六十九条）

附則

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 船舶からの油の排出の規制（第四条—第九条）

第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等

第一節 船舶からの有害液体物質等の排出の規制（第九条の二—第九

条の六）

第二節 指定確認機関（第九条の七—第九条の十七）

第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制（第十条—第十七条）

第三章の二 船舶の海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書の

検査等（第十七条の二—第十七条の二十）

第四章 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十八

条—第十九条の二の二）

第四章の二 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物

の焼却の規制（第十九条の二の三—第十九条の十一）

第五章 廃油処理事業等（第二十条—第三十七条）

第六章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置（第三十八条—第四十二条

の十二）

第七章 雑則（第四十三条—第五十四条）

第八章 罰則（第五十四条の二—第六十四条）

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第六十五条—第

六十九条）

附則

(船舶からの有害液体物質の排出の禁止)

第九条の二 何人も、海域において、船舶から有害液体物質を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する有害液体物質の排出については、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める有害液体物質であるときは、当該有害液体物質を船舶から排出しようとする者は、その実施する事前処理が同項の政令で定める基準に適合するものであることについて、海上保安庁長官又は第九条の七の規定により海上保安庁長官の登録を受けた者(以下「登録確認機関」という。)(当該事前処理が千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書(以下単に「議定書」という。)(の締約国たる外国(以下「議定書締約国」という。)(において行われる場合にあつては、当該議定書締約国の政府が任命し、又は指定した者)の確認を受けなければならない。ただし、議定書締約国以外の外国で事前処理を行う場合は、この限りでない。

5・6 (略)

第二節 登録確認機関

(登録)

第九条の七 第九条の二第四項の規定による登録(以下この節において「登録」という。)(は、同項に規定する確認の業務(以下「確認業務」と

(船舶からの有害液体物質の排出の禁止)

第九条の二 何人も、海域において、船舶から有害液体物質を排出してはならない。ただし、次の各号のいかに該当する有害液体物質の排出については、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める有害液体物質であるときは、当該有害液体物質を船舶から排出しようとする者は、その実施する事前処理が同項の政令で定める基準に適合するものであることについて、海上保安庁長官又は海上保安庁長官が指定した者(以下「指定確認機関」という。)(当該事前処理が千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書(以下単に「議定書」という。)(の締約国たる外国(以下「議定書締約国」という。)(において行われる場合にあつては、当該議定書締約国の政府が任命し、又は指定した者)の確認を受けなければならない。ただし、議定書締約国以外の外国で事前処理を行う場合は、この限りでない。

5・6 (略)

第二節 指定確認機関

(指定)

第九条の七 第九条の二第四項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)(は、同項に規定する確認の業務(以下「確認業務」と

いう。()を行おうとする者の申請により行う。

2| 海上保安庁長官は、前項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 船舶から有害液体物質を排出するための事前処理の方法が第九条の二第三項の政令で定める基準に適合するかどうかの判定(次号において「適合判定」という。)について、油分濃度計若しくは分光光度計を用いて、又はこれと同等以上の方法により、確認業務を行うものであること。

二 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者(第九条の十二において「確認員」という。)が適合判定を行うものであること。

三 登録申請者が、第九条の二第四項の規定により確認を受けなければならないこととされる船舶所有者(以下この号及び第九条の十四第二項において「有害液体物質排出船所有者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、有害液体物質排出船所有者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める有害液体物質排出船所有者の役員又は職員(過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、有害液体物質排出船所有者の役員又は職員(過去二年間に当該有害液体

いう。()を行おうとする者の申請により行う。

2| 海上保安庁長官は、指定をしようとするときは、職員、業務の実施方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するかどうかを審査して、これをしなければならない。

体物質排出船所有者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

3| 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第九条の十九の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

4| 登録は、登録確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録確認機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第九条の八 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2| 前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3| 海上保安庁長官は、指定の申請者が次の各号の一に該当するときは、指定をしてはならない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 確認業務以外の申請者の行う業務により確認業務を公正に実施することができないおそれがある者であること。

三 第九条の十五の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 役員のうち、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者がいる者であること。

(確認の義務)

第九条の九 登録確認機関は、確認業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならない。

2 登録確認機関は、公正に、かつ、第九条の七第二項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認業務を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第九条の十 登録確認機関は、第九条の七第四項第一号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、海上保安庁長官に届け出なければならない。

(確認業務規程)

第九条の十一 登録確認機関は、確認業務の開始前に、確認業務の実施に関する規程（以下この節において「確認業務規程」という。）を定め、海上保安庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 確認業務規程には、確認業務の実施方法、確認業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めおかななければならない。

(確認業務規程)

第九条の八 指定確認機関は、確認業務の開始前に、確認業務の実施に関する規程（以下この節において「確認業務規程」という。）を定め、海上保安庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 確認業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

(確認員)

第九条の九 指定確認機関は、第九条の二第四項の確認を行う場合において、事前処理の方法が同条第三項の政令で定める基準に適合するかどうかの判定に関する業務については、確認員に行わせなければならない。

(確認員)

第九条の十二 登録確認機関は、確認員を選任したときは、その日から十五日以内に、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2| 海上保安庁長官は、確認員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは確認業務規程に違反する行為をしたとき、又は確認業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、登録確認機関に対し、確認員の解任を命ずることができる。

3| 前項の規定による命令により確認員の職を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、確認員となることができない。

(役員及び職員たる公務員たる性質)

第九条の十三 登録確認機関の役員及び職員で確認業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第九条の十四 登録確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む。）以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条において「財務諸表等」とい

2| 確認員は、確認業務に關し必要な知識及び経験を有する者であつて国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから、選任しなければならない。

3| 指定確認機関は、確認員を選任したときは、その日から十五日以内に、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4| 海上保安庁長官は、確認員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは確認業務規程に違反する行為をしたとき、又は確認業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定確認機関に対し、確認員の解任を命ずることができる。

5| 前項の規定による命令により確認員の職を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、確認員となることができない。

(役員及び職員たる公務員たる性質)

第九条の十 指定確認機関の役員及び職員で確認業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業報告書等)

第九条の十一 指定確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の確認業務に關する事業報告書及び収支決算書を作成し、海上保安庁長官に提出しなければならない。

。）を作成し、海上保安庁長官に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 有害液体物質排出船所有者その他の利害関係人は、登録確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録確認機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（業務の休廃止）

第九条の十五 登録確認機関は、海上保安庁長官の許可を受けなければ、確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（業務の休廃止）

第九条の十二 指定確認機関は、海上保安庁長官の許可を受けなければ、確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（監督命令）

第九条の十三 海上保安庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定確認機関に対し、確認業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（適合命令）

第九条の十六 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の七第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ。

(改善命令)

第九条の十七 海上保安庁長官は、登録確認機関が第九条の九の規定に違反していると認めるときは、その登録確認機関に対し、同条の規定による確認業務を行うべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第九条の十八 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録確認機関に対し、確認業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録確認機関の事務所その他の事業場に立ち入り、確認業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(登録の取消し等)

第九条の十九 海上保安庁長官は、登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九条の七第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第九条の十、第九条の十二第一項、第九条の十四第一項、第九条の十五又は次条の規定に違反したとき。

(報告及び検査)

第九条の十四 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定確認機関に対し、確認業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定確認機関の事務所その他の事業場に立ち入り、確認業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(指定の取消し)

第九条の十五 海上保安庁長官は、指定確認機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第九条の七第三項第四号に該当するに至つたとき。

三 第九条の十一第一項の規定による認可を受けず、又は同項の規定による認可を受けた確認業務規程によらないで確認業務を実施したとき。

四 第九条の十一第二項、第九条の十二第二項、第九条の十六又は第九条の十七の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第九条の十四第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第九条の二十 登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、確認業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第九条の二十一 海上保安庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第九条の十の規定による届出があつたとき。
- 三 第九条の十五の規定による許可をしたとき。
- 四 第九条の十九の規定により登録を取り消し、又は確認業務の停止を命じたとき。

(審査請求)

第九条の二十二 登録確認機関がした確認業務に係る処分又は不作為については、海上保安庁長官に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第百

三 第九条の八第一項の規定により認可を受けた確認業務規程によらないで確認業務を実施したとき。

四 第九条の八第二項、第九条の九第四項又は第九条の十三の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(公示)

第九条の十六 海上保安庁長官は、指定、第九条の十二の規定による許可又は前条の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(審査請求)

第九条の十七 指定確認機関がした確認業務に係る処分又はその不作為については、海上保安庁長官に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第

六十号)による審査請求をすることができる。

(船級協会の検査)

第十七条の十二 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等についての検査を行う者として登録することができる。

2 前項の規定による登録を受けた者(以下単に「船級協会」という。)が海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等及び当該海洋汚染防止緊急措置手引書等について法定検査を行い、技術基準に適合すると認められたものとみなす。

3 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三十四第四項の規定の準用に係る部分に限る。))並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。()の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同法第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは、「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

(船舶安全法の準用)

百六十号)による審査請求をすることができる。

(船級協会の検査)

第十七条の十二 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う民法第三十四条の規定により設立された法人の申出により、その者を海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等についての検査を行う者として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けた法人(以下「船級協会」という。)が海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等及び当該海洋汚染防止緊急措置手引書等について法定検査を行い、技術基準に適合すると認められたものとみなす。

3 船舶安全法第八条第二項及び第二十四条ノ二の規定は船級協会の前項に規定する検査の業務に関する監督について、同法第二十三条及び第二十四条の規定は船級協会の同項に規定する検査の業務に従事する役員又は職員について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項中「第八条第一項二掲グル船舶二付第二条第一項各号二掲グル事項又八満載喫水線二関スル検査(第八条第一項ノ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)」とあり、及び同法第二十四条第一項中「前条二掲グル検査」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の二規定スル海洋汚染防止設備等又八同法第七条の二第一項ノ海洋汚染防止緊急措置手引書等二付キ同法第十七条の十二第二項二規定スル検査」と読み替えるものとする。

(船舶安全法の準用)

第十七条の十五 船舶安全法第六条第三項及び第四項、第六条ノ二から第六条ノ四まで、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第一条第一項各号二掲グル事項二係ル」とあり、並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号二掲グル事項二係ル」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項又ハ第九条の三第一項二規定スル」と、同法第六条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第一項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル）」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の八二規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十七条の五」と、同法第六条ノ二中「第二条第一項二規定スル」とあるのは「同法第五条第四項又ハ第九条の三第二項二規定スル」と、同条中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十七条の八二規定スル法定検査及び同法第十七条の十五第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十七条の二又ハ第十七条の四ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十七条の五ノ検査」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 | 船舶安全法第三章第一節（第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ四第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関

第十七条の十五 船舶安全法第六条第三項及び第四項、第六条ノ二から第六条ノ四まで、第九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号二掲グル事項二係ル」とあり、並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号二掲グル事項二係ル」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項又ハ第九条の三第一項二規定スル」と、同法第六条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第一項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル）」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の八二規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十七条の五」と、同法第六条ノ二中「第二条第一項二規定スル」とあるのは「同法第五条第四項又ハ第九条の三第二項二規定スル」と、同条中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十七条の八二規定スル法定検査及び同法第十七条の十五第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十七条の二又ハ第十七条の四ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十七条の五ノ検査」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 | 船舶安全法第三章の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ四第一項に規定する指定検定機関について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十六第二項中「船舶又ハ第二条第一項各号に掲げる

が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

(粉砕設備等の型式承認等)

第四十二条の六 海洋の汚染又は海上災害の防止のために使用する粉砕設備（船舶発生廃棄物を粉砕することにより処理する設備をいう。）その他の設備又はオイルフェンス、薬剤その他の資材であつて国土交通省令で定めるもの（以下「粉砕設備等」という。）を製造する者は、当該粉砕設備等が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、当該粉砕設備等の型式ごとに国土交通大臣の型式承認を受けるとともに、当該型式承認を受けた粉砕設備等ごとに国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者の検定を受けることができる。

2 船舶安全法第九条第四項及び第十一条の規定は前項の検定について、

同法第三章第一節（第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）及び第二十九条ノ五第一項の規定は前項の登録、登録を受けた者及び登録を受けた者が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第三」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく

事項に係る」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項から第三項まで、第九条の三第一項又は第十条の二第一項に規定する」と読み替えるものとする。

く命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

(手数料の納付)

第五十一条の三 次の各号のいずれかに掲げる者(国及び独立行政法人(業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。
。は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならぬ。

一 第九条の二第四項の確認(海上保安庁長官が行うものに限る。))を受けようとする者

二(七) (略)

八 第四十三条の六第一項の型式承認又は検定(国土交通大臣が行うものに限る。))を受けようとする者

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の確認、登録、検査、交付、再交付若しくは書換え又は型式承認若しくは検定に係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

(手数料の納付)

第五十一条の三 次の各号の一に掲げる者(国及び独立行政法人(業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。
。は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(指定確認機関の確認を受けようとする者にあつては、指定確認機関)に納付しなければならぬ。

一 第九条の二第四項の確認を受けようとする者

二(七) (略)

2 前項の手数料の納付は、指定確認機関に納める場合を除き、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の確認、登録、検査、交付又は再交付若しくは書換えに係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

3 第一項の規定により指定確認機関に納付された収入は、指定確認機関の収入とする。

第五十四条の二 日本船舶協会の役員又は職員が、第十七条の十二第二項の検査に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十四条の三 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第五十四条の四 第九条の十九の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録確認機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条の五 第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船舶協会、登録検定機関又は第四十三条の六第一項の登録を受けた者の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一七(略)

八 第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項又は第四十三条の六

第五十四条の二 第九条の十五の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定確認機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する

一七(略)

第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九十九 (略)

第五十八条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録確認機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の十五の規定による許可を受けずに確認業務の全部を廃止したとき。

二 第九条の十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第九条の二十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした船級協会、登録検定機関又は第四十三条の六第一項の登録を受けた者（外国にある事務所において業務を行うこれらの者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第十七条の十五第三項又は第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二の許可を受けずに業務の全部を廃止したとき。

3 第九条の十八第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処

八十八 (略)

第五十八条の二 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定確認機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の十二の規定による許可を受けずに確認業務の全部を廃止したとき。

二 第九条の十四第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 第九条の十四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

する。

一 第九条の十四第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

二 第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項若しくは第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項若しくは第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）

第六十一条（略）

第六十二条（略）

第六十三条（略）

別表第一（第九条の七関係）

一 確認業務又は有害液体物質等を輸送する船舶の貨物艙の洗浄に係る状態の確認の業務について、次の表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上の期間実務の経験を有する者

第六十条（略）

第六十一条（略）

第六十二条（略）

第六十三条 削除

学歴	期間
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院若しくは大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（以下「大学等」という。）において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者	六 月
ロ 大学等において化学又は商船に関する学科以外の理科に関する学科を修得して卒業した者	
ハ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者	一 年
ニ 短期大学等において化学又は商船に関する学科以外の理科に関する学科を修得して卒業した者	
ホ 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において化学又は商船に関する学科を修得して卒業した者	二 年

二 確認業務又は有害液体物質等を輸送する船舶の貨物艙の洗浄に係る

状態の確認の業務について三年以上の実務の経験を有する者
三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

別表第二（第十七条の十二、第十七の十五関係）

- 一 寸法計測機器
- 二 圧力計
- 三 流量計
- 四 油分濃度計
- 五 絶縁抵抗計

別表第三（第四十三条の六関係）

- 一 質量計
- 二 比重計
- 三 引張強度試験機
- 四 分光光度計
- 五 絶縁抵抗計

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
 第二章 鉄道事業（第三条 第三十一条）
 第三章 索道事業（第三十二条 第三十八条）
 第四章 専用鉄道（第三十九条・第四十条）
 第五章 削除
 第六章 雑則（第五十四条 第六十六条）
 第七章 罰則（第六十七条 第七十四条）
 附則

第五章 削除

第四十一条から第五十三条まで 削除

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
 第二章 鉄道事業（第三条 第三十一条）
 第三章 索道事業（第三十二条 第三十八条）
 第四章 専用鉄道（第三十九条・第四十条）
 第五章 指定検査機関（第四十一条 第五十三条）
 第六章 雑則（第五十四条 第六十六条）
 第七章 罰則（第六十七条 第七十六条）
 附則

第五章 指定検査機関

（指定検査機関の指定）

第四十一条 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定検査機関」という。）に第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第三項（第三十八条において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二第一項の検査（以下この章並びに第五十七条、第七十条及び第七十三条において「検査」と総称する。）の全部又は一部を行わせることができる。

2| 指定検査機関の指定は、国土交通省令で定めるところにより、検査を行おうとする者の申請により行つ。

3| 国土交通大臣は、指定検査機関の指定をしたときは、当該指定検査機

関が行う検査を行わないものとする。

(指定の基準)

第四十二条 国土交通大臣は、前条第二項の申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、指定検査機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、検査の業務の実施の方法その他の事項についての検査の業務の実施に関する計画が検査の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の検査の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 検査の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて検査の業務が不公正になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによつて当該申請に係る検査の業務の適確な実施を阻害することとならないこと。

2 | 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、その指定をしてはならない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

三 第五十二条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第四十五条第三項の規定による命令により解任され、その解任の

日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第四十三条 国土交通大臣は、指定検査機関の指定をしたときは、指定検査機関の名称及び住所、指定検査機関の行う検査の範囲、検査の業務を行う事務所の所在地並びに検査の業務の開始の日を公示しなければならない。

2| 指定検査機関は、その名称若しくは住所又は検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3| 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(検査の義務等)

第四十四条 指定検査機関は、検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならない。

2| 指定検査機関は、検査を行うときは、国土交通省令で定める方法に従い、国土交通省令で定める要件を備える者(以下「検査員」という。)にその検査を実施させなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第四十五条 検査の業務に従事する指定検査機関の役員を選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2| 指定検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 | 国土交通大臣は、指定検査機関の役員又は検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は第四十七条第一項の業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第四十六条 検査の業務に従事する指定検査機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)

第四十七条 指定検査機関は、国土交通省令で定める検査の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 | 国土交通大臣は、前項の認可をした業務規程が検査の業務の適確な実施上不適當となつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第四十八条 指定検査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 | 指定検査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならぬ。

(帳簿の備付け等)

第四十九条 指定検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第五十条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定検査機関に対し、検査の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第五十一条 指定検査機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十二条 国土交通大臣は、指定検査機関が第四十二条第二項各号(第三号を除く。)(一)に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 国土交通大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第四十二条第一項第一号から第三号までの一に適合しなくなつたと

認められるとき。

三 第四十五条第三項、第四十七条第二項又は第五十条の規定による命令に違反したとき。

四 第四十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで検査の業務を行ったとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による検査の業務の実施)

第五十三条 国土交通大臣は、指定検査機関が第五十一条第一項の規定により検査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定検査機関に対し検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定検査機関が天災その他の事由により検査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第四十一条第三項の規定にかかわらず、検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により検査の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる検査の業務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により検査の業務を行うこととし、第五十一条第一項の規定により検査の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における検査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(報告の徴収)

第五十五条 (略)

2 (略)

(立入検査)

第五十六条 (略)

2 (略)

- 3| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4| 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第五十七条 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第三項(第三十八条において準用する場合を含む。)、又は第三十四条の二第一項の検査を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(報告の徴収)

第五十五条 (略)

2 (略)

3| 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第五十六条 (略)

2 (略)

3| 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関の事務所に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 4| 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5| 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第五十七条 検査を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(指定検査機関が行う検査を受けようとする者にあつては、当該指定検査機関)に納めなければならない。

2| 前項の規定により指定検査機関に納められた手数料は、当該指定検査機関の収入とする。

第五十八条 削除

(指定検査機関の処分についての審査請求)

第五十八条 この法律の規定による指定検査機関の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

第七十条 第五十二条第二項の規定による検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 (略)

第七十一条 (略)

第七十一条 (略)

第七十二条 (略)

第七十三条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十九条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第五十一条第一項の規定に違反して検査の業務の全部を廃止したとき。
- 三 第五十五条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第五十六条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第七十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十三条 (略)

第七十四条 (略)

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十七条から第七十二条までの違反行為(第七十条の違反行為を除く。)をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十五条 (略)

第七十六条 (略)

改正案

附則

（船舶職員法の改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定の施行の際、現に同条の規定による改正前の船舶職員法（以下「旧職員法」という。）による二級海技士（通信）若しくは三級海技士（通信）の資格の海技従事者である者又は現にこれらの資格について旧職員法の規定による海技従事者国家試験に合格している者であつて、同条の規定の施行後において、海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験で求められる知識及び能力を習得させるための講習（以下「電子通信移行講習」という。）であつて附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号）第十七条及び第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録電子通信移行講習」という。）の課程を修了したものが、当該講習の課程を修了した日から一年以内に同条の規定による改正後の船舶職員法（以下「新職員法」という。）による一級海技士（電子通信）、二級海技士（電子通信）又は三級海技士（電子通信）の資格について新職員法の規定による海技従事者国家試験を受ける場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験を免除する。ただし、当該海技従事者国家試験を受けようとする時まで、同条の規定の施行の際その者が受けていた旧職員法による二級海技士（通信）又は三級海技士（通信）の資格についての免許が失効したとき（新職員法第八条第二項の規定による場合に限る。）、若しくはその免許が取り消されたとき、又は当該資格についての旧職員法による海技従事者国家試験の合格が

現行

附則

（船舶職員法の改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定の施行の際、現に同条の規定による改正前の船舶職員法（以下「旧職員法」という。）による二級海技士（通信）若しくは三級海技士（通信）の資格の海技従事者である者又は現にこれらの資格について旧職員法の規定による海技従事者国家試験に合格している者であつて、同条の規定の施行後において、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が指定する講習の課程を修了したものが、当該講習の課程を修了した日から一年以内に同条の規定による改正後の船舶職員法（以下「新職員法」という。）による一級海技士（電子通信）、二級海技士（電子通信）又は三級海技士（電子通信）の資格について新職員法の規定による海技従事者国家試験を受ける場合には、学科試験を免除する。ただし、当該海技従事者国家試験を受けようとする時まで、同条の規定の施行の際その者が受けていた旧職員法による二級海技士（通信）又は三級海技士（通信）の資格についての免許が失効したとき（新職員法第八条第二項の規定による場合に限る。）、若しくはその免許が取り消されたとき、又は当該資格についての旧職員法による海技従事者国家試験の合格が無効とされたときは、この限りでない。

無効とされたときは、この限りでない。

(罰則に関する経過措置)

第四条 (略)

(政令への委任)

第五条 (略)

(準用)

第六条 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条から第十七条の三までの規定は電子通信移行講習並びに附則第三条の登録及びその更新について、同法第十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五(同条第五号を除く。)(の規定は登録電子通信移行講習、登録電子通信移行講習を行う者)以下「登録電子通信移行講習実施機関」という。)(及び登録電子通信移行講習の実施に関する事務について準用する。この場合において、同法第十七条の二第一項中「別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄」とあるのは、「二級海技士(通信)又は三級海技士(通信)の資格に応じ、それぞれ船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律別表の上欄」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四条 新職員法による海技士(電子通信)の資格の海技従事者の船舶職員としての乗組みについては、平成四年一月三十一日までは、新職員法第三章及び第二十八条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第五条 (略)

(政令への委任)

第六条 (略)

(罰則)

第七条 前条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十一の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録電子通信移行講習実施機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録電子通信移行講習実施機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十二の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 三 附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第九条 附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十条 附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の八第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な

理由がないのに附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の八第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

別表（附則第六条関係）

施設及び設備	条件
一 講義室 二 教育に必要な掛図、写真、書籍その他の教材	一 二十歳以上であること。 二 過去二年間に登録電子通信移行講習の実施に関する事務に関し不正な行為を行った者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法若しくは同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。 三 次に掲げるいずれかの資格を有する者であること。 イ 五級海技士（航海）又はこれより上級の資格を有する者 ロ 三級海技士（電子通信）又はこれより上級の資格を有する者

（登録免許税法の一部改正）

第七条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

（「次のよう」略）

ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の能力を有する者

改 正 案

現 行

（通訳案内業法の特例）

第九條 都道府県知事は、次に掲げる要件に該当する者について、通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内業を営むことができる地域を特定地域（当該地域における通訳案内業者（同法第五条の四第一項に規定する通訳案内業者をいう。以下この条において同じ。）の数が当該地域を訪れる外国人観光旅客の数に比して著しく少ないため、当該地域において通訳案内業者の数の増加を特に促進する必要がある地域として国土交通大臣が指定する一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域をいう。以下この条において同じ。）に限定して同法第三条の免許を行うことができる。

- 一 国土交通省令で定める実務の経験を有する者であること。
- 二 当該特定地域に係る地理及び歴史並びに産業、経済、政治及び文化に関する一般常識に関する国土交通大臣の指定する研修の課程を修了した者であること。
- 三 通訳案内業法第五条第一項第一号及び第五号に掲げる科目についての同法第三条の試験に合格した者であること。

第九條
（略）

第十條
（略）

第十條
（略）

第十一條
（略）

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 マンション管理士

第一節 資格（第六条）

第二節 試験（第七条 第二十九条）

第三節 登録（第三十条 第三十九条）

第四節 義務等（第四十条 第四十三条の二）

第三章 マンション管理業

第一節 登録（第四十四条 第五十五条）

第二節 管理業務主任者（第五十六条 第六十九条）

第三節 業務（第七十条 第八十条）

第四節 監督（第八十一条 第八十六条）

第五節 雑則（第八十七条 第九十条）

第四章 マンション管理適正化推進センター（第九十一条 第九十四条）

）

第五章 マンション管理業者の団体（第九十五条 第一百一条）

第六章 雑則（第一百三条 第一百五一条）

第七章 罰則（第一百六条 第一百三二条）

附則

（登録の取消し等）

第三十三条（略）

目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 マンション管理士

第一節 資格（第六条）

第二節 試験（第七条 第二十九条）

第三節 登録（第三十条 第三十九条）

第四節 義務等（第四十条 第四十三条）

第三章 マンション管理業

第一節 登録（第四十四条 第五十五条）

第二節 管理業務主任者（第五十六条 第六十九条）

第三節 業務（第七十条 第八十条）

第四節 監督（第八十一条 第八十六条）

第五節 雑則（第八十七条 第九十条）

第四章 マンション管理適正化推進センター（第九十一条 第九十四条）

）

第五章 マンション管理業者の団体（第九十五条 第一百一条）

第六章 雑則（第一百三条 第一百五一条）

第七章 罰則（第一百六条 第一百三二条）

附則

（登録の取消し等）

第三十三条（略）

2 国土交通大臣は、マンシヨン管理士が第四十条から第四十二条までの規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてマンシヨン管理士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(講習)

第四十一条 マンシヨン管理士は、国土交通省令で定める期間ごとに、次条から第四十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下この節において「登録講習機関」という。)(が国土交通省令で定めるところにより行う講習(以下この節において「講習」という。))を受けなければならない。

(削除)

(登録)

第四十一条の二 前条の登録は、講習の実施に関する事務(以下この節において「講習事務」という。))を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第四十一条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第四十一条の登録を受けられない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

2 国土交通大臣は、マンシヨン管理士が第四十条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてマンシヨン管理士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(講習)

第四十一条 マンシヨン管理士は、国土交通省令で定める期間ごとに、国土交通大臣又はその指定する者が国土交通省令で定めるところにより行う講習を受けなければならない。

2 前項の講習(国土交通大臣が行うものに限る。))を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

三 法人であつて、講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第四十一条の四 国土交通大臣は、第四十一条の二の規定により登録を申請した者の行う講習が、別表第一の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第四十一条の五 第四十一条の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失ふ。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習事務の実施に係る義務)

第四十一条の六 登録講習機関は、公正に、かつ、第四十一条の四第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を

行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第四十一条の七 登録講習機関は、第四十一条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

第四十一条の八 登録講習機関は、講習事務に関する規程(以下この節において「講習事務規程」という。)を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、講習の実施方法、講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(講習事務の休廃止)

第四十一条の九 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

をいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十二条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 | マンション管理士その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 | 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 | 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 | 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 | 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第四十一条の十一 | 国土交通大臣は、登録講習機関が第四十一条の四第一項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その登録講習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十一条の十二 | 国土交通大臣は、登録講習機関が第四十一条の六の規

定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十一条の十三 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十一条の三第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十一条の七から第四十一条の九まで、第四十一条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第四十一条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第四十一条の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十一条の十四 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(国土交通大臣による講習事務の実施)

第四十一条の十五 国土交通大臣は、第四十一条の登録を受けた者がいないとき、第四十一条の九の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消し、又は登録講習機関に対し講習事務の全部若しくは一

部の停止を命じたとき、登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2| 国土交通大臣が前項の規定により講習事務の全部又は一部を自ら行う場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

- 3| 第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(報告)

- 第四十一条の十六 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録講習機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

- 第四十一条の十七 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、登録講習機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2| 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3| 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第四十一条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第四十一条の登録をしたとき。
- 二 第四十一条の七の規定による届出があつたとき。
- 三 第四十一条の九の規定による届出があつたとき。
- 四 第四十一条の十三の規定により第四十一条の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。
- 五 第四十一条の十五の規定により講習事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた講習事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(国土交通省令への委任)

第四十三条の二 この節に定めるもののほか、講習、登録講習機関その他この節の施行に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(管理業務主任者証の交付等)

第六十条 (略)

2 管理業務主任者証の交付を受けようとする者は、第六十一条の二において準用する第四十一条の二から第四十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下この節において「登録講習機関」という。)が国土交通省令で定めるところにより行う講習(以下この節において「講習」という。)で交付の申請の日前六月以内に行われるものを受けなければならない。ただし、試験に合格した日から一年以内に管理業務主任者証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

3～6 (略)

(管理業務主任者証の交付等)

第六十条 (略)

2 管理業務主任者証の交付を受けようとする者は、国土交通大臣又はその指定する者が国土交通省令で定めるところにより行う講習で交付の申請の日前六月以内に行われるものを受けなければならない。ただし、試験に合格した日から一年以内に管理業務主任者証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

3～6 (略)

(準用規定)

第六十一条の二 第四十一条の二から第四十一条の十八までの規定は、登録講習機関について準用する。この場合において、第四十一条の二中「前条」とあるのは「第六十条第二項本文(前条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)」と、第四十一条の三、第四十一条の五第一項、第四十一条の十三第五号、第四十一条の十五第一項並びに第四十一条の十八第一号及び第四号中「第四十一条の登録」とあるのは「第六十条第二項本文の登録」と、第四十一条の四中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、第四十一条の十第二項中「マンション管理士」とあるのは「管理業務主任者」と読み替えるものとする。

(手数料)

第六十八条 第五十九条第一項の登録を受けようとする者及び管理業務主任者証の交付、有効期間の更新、再交付又は訂正を受けようとする者は、実費を助案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。
い。

(国土交通省令への委任)

第六十九条 この節に定めるもののほか、試験、指定試験機関、管理業務主任者の登録、講習、登録講習機関その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第百八条 第二十四条第二項(第三十八条、第五十八条第三項及び第九十

(手数料)

第六十八条 第五十九条第一項の登録を受けようとする者、管理業務主任者証の交付、有効期間の更新、再交付又は訂正を受けようとする者及び第六十条第二項本文(第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者は、実費を助案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第六十九条 この節に定めるもののほか、試験、指定試験機関、管理業務主任者の登録その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第百八条 第二十四条第二項(第三十八条、第五十八条第三項及び第九十

四条において準用する場合を含む。)の規定による試験事務(第十一条第一項に規定する試験事務及び第五十八条第一項に規定する試験事務をいう。第一百十条において同じ。)、登録事務若しくは管理適正化業務の停止の命令又は第四十一条の十三(第六十一条の二において準用する場合を含む。)(の規定による講習事務(第四十一条の二に規定する講習事務及び第六十一条の二において準用する第四十一条の二に規定する講習事務をいう。第一百十条において同じ。))の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関(第十一条第一項に規定する指定試験機関及び第五十八条第一項に規定する指定試験機関をいう。第一百十条において同じ。)、指定登録機関、登録講習機関(第四十一条に規定する登録講習機関及び第六十条第二項本文に規定する登録講習機関をいう。第一百十条において同じ。))又はセンターの役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関、指定登録機関、登録講習機関、センター又は指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条(第三十八条、第五十八条第三項及び第九十四条において準用する場合を含む。))又は第四十一条の十四(第六十一条の二において準用する場合を含む。))の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十一条(第三十八条、第五十八条第三項、第九十四条及び第一百二条において準用する場合を含む。))又は第四十一条の十六(第六十一条の二において準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四条において準用する場合を含む。)の規定による試験事務(第十一条第一項に規定する試験事務及び第五十八条第一項に規定する試験事務をいう。第一百十条において同じ。)、登録事務又は管理適正化業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関(第十一条第一項に規定する指定試験機関及び第五十八条第一項に規定する指定試験機関をいう。第一百十条において同じ。))、指定登録機関又はセンターの役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関、指定登録機関、センター又は指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条(第三十八条、第五十八条第三項及び第九十四条において準用する場合を含む。))の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十一条(第三十八条、第五十八条第三項、第九十四条及び第一百二条において準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十二條第一項（第三十八條、第五十八條第三項、第九十四條及び第一百二條において準用する場合を含む。）又は第四十一條の第十七項（第六十一條の二において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十三條第一項（第三十八條、第五十八條第三項及び第九十四條において準用する場合を含む。）の許可を受けないで、又は第四十一條の九（第六十一條の二において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、試験事務、登録事務、講習事務又は管理適正化業務の全部を廃止したとき。

第一百一十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 七（略）

2（略）

第一百二十二條の二 第四十一條の十第一項（第六十一條の二において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十一條の十第二項各号（第六十一條の二において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

別表第一（第四十一條の四関係）

科目

講師

三 第二十二條第一項（第三十八條、第五十八條第三項、第九十四條及び第一百二條において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十三條第一項（第三十八條、第五十八條第三項及び第九十四條において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務、登録事務又は管理適正化業務の全部を廃止したとき。

第一百一十條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 七（略）

2（略）

（新設）

<p>一 マンションの管理に関する法令及び実務に関する科目（四の項に掲げる科目を除く。）</p>	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（以下「大学」という。）において民法、行政法若しくは会計学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらに就いた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>二 管理組合の運営の円滑化に関する科目</p>	<p>一 大学において民法を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらに就いた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>三 マンションの建物及び附属施設の構造及び設備に関する科目</p>	<p>一 大学において建築学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらに就いた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>四 この法律に関する科目</p>	<p>一 大学において行政法学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらに就いた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>

別表第二（第六十一条の二関係）

	<p>び経験を有する者</p>
<p>科目</p>	<p>講師</p>
<p>一 この法律その他関係法令に関する科目 二 管理事務の委託契約に関する科目</p>	<p>一 弁護士 二 管理業務主任者であつて、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者 三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>三 管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関する科目</p>	<p>一 公認会計士 二 管理業務主任者であつて、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者 三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>四 マンションの建物及び附属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関する科目</p>	<p>一 一級建築士 二 管理業務主任者であつて、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者 三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>

び経験を有する者

改 正 案

現 行

別表第一（第三十条の七関係）

別表第一（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事 務
一〇百六（略）	（略）
百七 国土交通省	国際観光ホテル整備法（昭和二十四 年法律第二百七十九号）によるホテ ル又は旅館の登録に関する事務であ つて総務省令で定めるもの
百八〇百二十（略）	（略）

提供を受ける国の機関又は法人	事 務
一〇百六（略）	（略）
百七 国土交通省又は国際観光 ホテル整備法（昭和二十四年 法律第二百七十九号）第十九 条第一項に規定する指定登録 機関	国際観光ホテル整備法によるホテル 又は旅館の登録に関する事務であつ て総務省令で定めるもの
百八〇百二十（略）	（略）

改 正 案	現 行
<p>（建設業者に関する特例）</p> <p>第三十三条 第二十一条から第二十八条まで及び前条の規定は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者であつて同法別表第一下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けているものには、適用しない。</p> <p>2）4（略）</p>	<p>（建設業者に関する特例）</p> <p>第三十三条 第二十一条から第二十八条まで及び前条の規定は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者であつて同法別表下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けているものには、適用しない。</p> <p>2）4（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（解体工事業者の登録）</p> <p>第二十一条 解体工事業を営もうとする者（建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>25（略）</p>	<p>（解体工事業者の登録）</p> <p>第二十一条 解体工事業を営もうとする者（建設業法別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>25（略）</p>